

## 1 合格枠制関係

### (1) 総論

- ① 司法試験は、どのような性格を有する試験であるか。
- ② 合格枠制は、どのような目的、考え方で設けるのか。
- ③ 司法試験が資格試験であるとすれば、合格枠制を設けることはできないのではないか。
- ④ 合格枠制に関する制度を設けるについて、司法試験制度の在り方から、一定の制約はないのか。
- ⑤ いったん導入した後、これをやめる余地を残すような制度として、合格枠制に関する制度を制度化するのは、なぜか。
- ⑥ 合格枠制に関する制度は、受験生を不安定な状態に置くのではないか。

### (2) 合格枠制に関する制度の法制化の方法

- ⑦ 合格枠制に関する制度を法律で規定するのは、なぜか。
- ⑧ 合格枠制に関する制度について司法試験法第8条第2項以下に規定するのは、なぜか。
- ⑨ 合格枠制に関する制度を司法試験法の本則において規定するのは、なぜか。
- ⑩ 合格枠制に関する制度を「当分の間」の暫定措置としないのは、なぜか。

(3) 経過措置

- ⑪ 合格枠制に関する制度を平成4年から施行するのであれば、合格枠制は平成4年から実施することが可能になるのか。
- ⑫ 司法試験管理委員会規則で受験期間が3年程度と定められることが予定されているのであれば、平成7年ころまでは合格枠制を実施することができないのに、現時点で、そのような合格枠制に関する制度を法制化する必要があるのか。

(4) 司法試験管理委員会及び司法試験考査委員

- ⑬ 合格枠制の採否の判断を司法試験管理委員会が行うこととしたのは、どのような理由に基づくのか。
- ⑭ 司法試験考査委員は、司法試験の合格者の決定に関して、どのような権限を有するのか。

(5) 合格者数

- ⑮ 司法試験の合格者数は、どのように決定されるのか。
- ⑯ 合格枠制において、それぞれの合格者枠の人数を定めるについて、司法試験考査委員は、どのような権限を有するのか。
- ⑰ 合格枠制を実施する上で、法律上司法試験管理委員会が、あらかじめ司法試験の予定合格者の概数を決定するものと規定することはできないか。

(6) 合格枠制の内容、実施方法

- ⑱ 合格枠制を、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度のものでなければなら

ないとしたのは、なぜか。

- ⑱ 司法試験管理委員会は、どのような場合に、その必要があると認めて、合格枠制を採用し、どのような場合に、その必要性がないと認めて、いったん採用した合格枠制をやめることになるのか。

〔参考〕 法曹三者の基本的な合意による検証基準において、3年以内の者が40%程度になる見込みがあれば、合格枠制を採用しないとしているのは、合格枠制の採用について、絶対的な指標を示しているのではないか。

- ⑳ 合格枠制の実施が避けられれば、避けた方が望ましいのであるとすれば、合格枠制の実施に当たっても、司法試験管理委員会が、司法試験管理委員会規則において合格者の割合の上限を定め、その範囲内で、毎回の司法試験の制限枠の合格者の割合を決定することができることとすべきではないのか。

- ㉑ 合格枠制を論文式試験についてのみ行うこととしたのは、なぜか。

- ㉒ 制限枠の合格者の割合及び制限枠の基準となる受験期間について、司法試験管理委員会規則で定めることとしたのは、なぜか。

- ㉓ いわゆる丙案による合格枠制について、「合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定める制度」という形で過不足なく表現しているのか。

## 2 非法律選択科目の廃止

- ㉔ 今回、非法律選択科目を廃止するのは、なぜか。

問 司法試験は、どのような性格を有する試験であるか

〔資料1 司法試験合格者決定の法的性格－1〕

答 司法試験は、法曹資格を付与するための前提となる国家試験であるが、合格することによって、直ちに法曹資格が付与されるわけではなく、司法修習生に採用される資格が付与されるのであって、法曹資格は、司法試験合格後、司法修習制度の下で2年間の司法修習を終了することによって付与される。

ところで、現在の司法修習制度は、国費による実務修習を柱とした法曹三者それぞれの実務教育がひっすのものとされ、しかもその終了者に対して法曹資格を付与するにふさわしい水準を維持すべきものであるから、司法研修所及び実務修習地において所要の水準の実務教育を提供できる司法修習生の数には、おのずと限界がある。さらに、司法修習生の採用数には、法曹に対する社会的な要請の変化、国家財政事情等も反映されることになる。

司法試験は、もとより、法曹資格を付与することを目的とした試験であることから資格試験であると考えられ、また、司法修習を開始するに足りる必要最低限度の基準を超えていない者は合格させてはならないものであるから、その意味で合否判定に一応の基準がある試験制度であると考えられる。

しかしながら、他方で、司法修習生の採用数には限界があることから、司法試験において合格者数を決定するための一要素として、採用可能な司法修習生の数に見合った合格者数が考慮されるため、上記の最低限度の基準以上の者が想定される合格者を超える

のであれば、合格するためにはこのような合格者数の中に入ることが必要になり、その意味で競争試験としての側面を持った採用試験としての性格をも有することになる。

2問 合格枠制は、どのような目的、考え方で設けるのか。

答 司法試験の現状を見ると、合格が極めて困難になり、合格するまでに長期間を要するようになっている。そのために、合格までに、長期間大学から離れて受験予備校に通い、画一的な受験準備をすることが余儀なくされ、それによって法曹実務家としての修練を開始する時期が相当遅くなっている一方で、法曹となるに適した人材が、司法試験の受験を敬遠し、あるいは比較的短期間で受験を断念していることが指摘されている。また、合格者が高齢化してきたことに伴って、裁判官、検察官に任官する者が減少するなど、法曹三者のバランスよい人材の確保が困難になっているなど、法曹の後継者を適切に確保、養成する上で、種々の問題を生じるに至っている。

合格枠制は、このような司法試験の状況に対処し、法曹三者の後継者として適材を採用・育成することを担保するための方法として、司法試験を現行制度に比較してより多くの者が短期間に合格できる試験とするために設けるものである。

すなわち、合格者の一部の者については、初回受験から一定期間内（司法試験管理委員会規則において3年以内と定めることが予定されている。）の者のうちから選抜する（以下「制限枠」という。）ことにより、従来よりも短期間に合格する可能性を大幅に拡大させ、司法試験の現状が抱える種々の問題を解決しようとするものである。

「合格枠制においては、当然のこととして、受験歴にかかわらず選抜する合格者枠（以下「一般枠」という。）と制限枠の合格基準が異なることになるが、合格点直下に多数の優秀な受験者群が存在している司法試験の現状に照らすと、制限枠から合格して

くる者の学識・応用能力が、司法修習を開始する足りる程度に達していないような事態は考えられず、合格者の質が低下することはないと考えられるのである。

3問 司法試験が資格試験 があるとすれば、合格枠制を設けることはできないのではないか。

答 司法試験は、法曹資格を付与するため前提となる国家試験であって、司法修習を開始し、その終了によって法曹資格を付与して差し支えない学識・応用能力を備えた者以外は合格させてはならない試験であり、その意味からは、資格試験の性格を有するものと考えられる。

しかしながら、他方で、司法修習生の数にはおのずと限界があり、司法修習を開始するに足りる学識・能力を有する者の人数が採用可能な修習生の数を大きく上回っているのが実情であり、このような点から、司法試験は、競争試験としての側面をもった採用試験としての性格をも有するものといえる。また、司法試験制度は、法曹三者の後継者を選抜するための実質的に唯一の試験として機能している。

ところで、司法試験の現状において、成績上位には、受験を重ねるに従って成績を向上させた長期継続受験者が多数存在しており、そのことが比較的短期間の受験による合格を困難にし、種々の弊害をもたらすに至っているのであるから、司法試験の合格者数を可能な限り増加させても、このような司法試験の現状を改善することができないのであれば、司法試験制度に期待された機能を回復するために、合否判定において、試験の成績によるほか、受験期間（初回受験時から合否判定に係る司法試験の受験時までの期間）をも基準として、合格者を選抜することで、比較的短期間の受験による合格を容易にし、司法試験の現状が抱える問題を解決することが必要になるのである。

このような実情の下で、司法修習を開始するに足りる学識・能力を有する者の人数の中から法曹三者の後継者としての合格者を選抜するために、試験の成績以外に受験期間を考慮することになる合格枠制を設けることは、前述の司法試験の性格、機能に照らして合理的なものであり、司法試験が資格試験である趣旨に反するものであるとは考えられないのである。

4問 合格枠制に関する制~~度~~を設けるについて、司法試験~~の~~制度の在り方から、一定の制約はないのか。

答

1 司法試験は、法曹資格を付与するための前提となる国家試験であって、司法修習を開始し、その終了によって法曹資格を付与して差し支えない学識・応用能力を判定するためのものであり、これらの学識・応用能力を測定する方法として試験制度によることとしているのであるから、合格者は、原則として試験の成績を基準として合格者が決定されることになる。

ところで、合格枠制は、このような原則を修正し、合否判定において試験の成績のほか受験期間をも基準とするものであるが、新たに受験期間を合否判定の基準とするのは、受験者の学識・応用能力を適正に測定するための基準として設けられるものではなく、司法試験の実情を改善し、比較的短期間の受験による合格を容易にするために設けられる基準として設けられるのであるから、司法試験の諸般の状況に照らして、受験者をより短期間に合格させるなどの必要性があって初めて、その実施が許されるものと考えられるのである。

2 また、今次改革において、全面的な受験回数制限あるいはこれに準ずる方策をとらずに、いわゆる合格枠制を採用することとしたのは、一方で従来どおりのいわゆる一般枠受験を維持し、これにより広範な階層の者に受験を認めることによって、多様な人材を法曹の後継者として確保する要請をも維持しようと考えたためである。

そのような意味からは、合格枠制の内容の定め方についても、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度のものでなければならないという制約があるものと考えられるのである。

このような意味から、合格枠制に関する制度においては、合格枠制の実施の要件及び合格枠制の内容の限界を規定することが必要になるのである。

5問 いったん導入した後、これをやめる余地を残すような制度として、合格枠制に関する制度を制度化するのは、なぜか。

〔資料7 ○合格枠の割合及び受験期間は、司法試験管理委員会規則で定めるべきである〕

答

1 今回の司法試験制度の改革において、基本構想において提示した三案のうち、いわゆる合格枠制を採用することについて、法曹三者及び大学関係者の間で支持が寄せられたのは、受験回数制限又はこれに準じた案と異なり、多様な人材、多様な階層からの合格可能性が維持され、かつ阻害されない点が、その主要な理由であった。このことを司法試験制度の在り方に即してみると、次のように考えることができる。

(1) 法曹三者は、社会生活の中で生起する法律問題を取り扱い、紛争当事者の利害を社会的な正義の観点から調整し、その権利の実現を計る法律専門職であり、法曹三者の職務において重要とされる事柄も、それぞれに異なった側面を有していることから、法曹界には多様な人材が迎え入れられる必要があると考えられる。

(2) 現行の司法試験制度は、受験資格の制限を設けず、広範な階層の者に受験を認めることによって、これまでに多様な階層から法曹の後継者を確保する機能を果たしてきたのであり、このような司法試験制度の在り方は、合格枠制に関する制度の下でも維持されるべきである。

2 ところで、合格枠制を実施した場合には、司法試験の現状が拘える問題を解決する

ために、初回受験から一定期間内（司法試験管理委員会規則において3年以内と定めることが予定されている。）の者を優遇しようとするものであるが、このような制度は、一部についてはあるが、司法試験制度に変則的な仕組みを設けるものであって、何らの制限を設けず、広範な階層の者に受験を認める場合に比べて、多様な法曹の後継者を確保するという機能を一部制約するおそれがあることは否定できない。

そのため、司法試験の実情に問題がないのであれば、受験者をより短期間に合格させるという必要性に比して、広範な階層の者から多様な法曹の後継者を確保するという要請が優位に立ち、合格枠制の実施を見合わせることを求められることになるものと考えられるのである。

このような趣旨から、今回導入する合格枠制に関する制度は、いったん導入した後、これをやめる余地を残すような制度として設けることとしたのである。

3 また、合格枠制は、司法試験の実情を改善するために実施されるものであるから、いったんその実施の必要がないと考えられた後であっても、司法試験の実情の変化によっては、これを実施することが必要になり、あるいはいったん合格枠制を実施し、これをやめた後であっても、同様に再度これを実施することが必要になる場合も考えられる。

そのため、合格枠制に関する制度を法制化する上では、いったんこれを導入した後、やめる余地を残した制度とすれば、合格枠制の実施についての種々の要請を満足することになると考えられるのである。

答 受験回数制限を行う場合には、受験資格のはく奪を伴うものであるから、受験者の権利にかかわる事項を定めるものと考えられるが、これに対して、合格枠制は、司法試験  
考査委員が行う合否判定の基準を定めるものであって、合格者の一部に対して、特別の  
恩恵を与えるものにすぎず、受験者に対して権利を創設するものではない。要するに、  
制限枠において合格する可能性は、受験者に付与した権利ではなく、一定の合否者決定  
方法を採用したことによる反射的な利益であると考えられるのである。そのため、合格  
枠制に関する制度の下で、時期に応じて、合格枠制の実施、不実施が決定されること  
により、受験者の実質的な利益が左右されることがあっても、そのことは、各回の司法試  
験において合格者数に変動し、合格基準が異なることと質的に相違のない問題であり、  
受験者の権利を左右しているものとは考えられないのである。

また、合格枠制の実施、不実施は、司法試験の状況に照らして、その必要性の有無を  
判断して決定されるのであるから、合格枠制の実施が予定されながら実施されない場合、  
あるいはいったん実施した合格枠制をやめた場合であっても、短期間に合格する可能性  
は合格枠制が実施されたときと同程度に存在するのであり、受験者に対して与える不利  
利益が、それほど大きなものになるとは考えられない。

このように考えると、合格枠制に関する制度の下で、合格枠制の実施、不実施によっ  
て受験者にある程度の影響を与えることがあっても、そのことは法律上許されないこと  
ではなく、その影響の程度もそれほど大きなものとは考えられないのであり、司法試験

制度が置かれた状況から、必要があって合格枠制を実施する場合に、受験者にこのような影響を与えることがあったとしても、やむ得ないものと考えられるのである。

7問 合格枠制に関する制度を法律で規定するのは、なせか。

答 司法試験制度は、法曹資格を付与するための前提となる国家試験であり、その合格者は、原則として法曹資格を取得し、民事事件において国民の権利・義務に関する紛争の解決、あるいは刑事事件において国民の権利を最もドラスティックに制限する場面に関与する者となるのであるから、合格者を選抜するための学識・応用能力の判定は、他の国家試験と比較して慎重になされるべきであると考えられる。

そのような意味から、司法試験法においては、他の国家試験に比して、受験者の学識・応用能力の判定に関する事項について、詳細な規定を設けている。すなわち、同法においては、合格者を司法試験考査委員の合議によって決定すること（第8条）、試験科目の種別、出題範囲の限定及び合否判定の基本方針に関すること（第6条）などを規定しているのである。

このように、詳細な規定が設けられているところから、司法試験の実施において、受験者の学識・応用能力に関する事項についての職務を行う司法試験考査委員が、その出題、採点、合格者の内部的な決定に当たり、現実に有する裁量の幅は、他の国家試験と比較して、限定される形になっている。

このように考えると、一方で、法律上、必要があれば、合格者を内部的に決定するものとされている司法試験考査委員の権限を制約することも可能であると考えられ、他方で、司法試験考査委員が行う学識・応用能力の判定に関する権限について制約を設ける場合には、これに関する規定が既に比較的詳細に設けられていることを考えると、受験

者の学識・応用能力の判定方法について、合格枠制に関する制度は、これを法律で定める必要があると考えられるのである。

8問 合格枠制に関する制度について司法試験法第8条第2項以下に規定するのは、なぜか。

答 現行の司法試験法第8条は、「司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。」と規定し、司法試験の一般の合格者を決定するための手続を定めているところ、今回法制化する合格枠制に関する制度についての規定も、第二次試験論文式試験の合格者決定の手続における合格者の定め方について規定するものであるから、これを現行の第8条に続け、かつ同条の一部として規定することとしたのである。

問 合格枠制に関する制度を司法試験法の本則において規定するのは、なぜか。

〔資料4 公認会計士及び税理士の特別試験〕

答 合格枠制は、司法試験の現状において、比較的少数回の受験者の合格が妨げられているという実情を改善するためのものである。

しかしながら、これを法制化する上では、合格枠制に関する制度を設けた上、司法試験管理委員会に対して、司法試験の実情に問題がある場合には、これを採用する一般的な権限を与えることとし、司法試験の現在の実情が解消して後も、将来再び同様の問題が再起する可能性があれば、制度そのものは存続させつつ、その実施を取りやめることも可能にすることとしているのであって、継続性のある一般的な制度として設けられるものである。

また、合格枠制は、本体となる試験に対して暫定的な制度を付加するものではなく、第二次試験の根幹をなす論文式試験において、その合格者全体の決定方法について定めるものである。

このように考えるならば、合格枠制に関する制度は、これを本則に規定することが望ましい制度として位置付けられるべきものであると考えられるのである。

（公認会計士試験及び税理士試験については、それぞれ特別試験が設けられたことがあり、これらの試験制度は、いずれも各法令の附則に規定されていたが、いずれの特別試験も、新たに発足した新制度を円滑に運用するための経過措置として、本体となる試験とは別に期限を設けて設けられたものであり、今回導入する合格枠制に関する制度とは、

その趣旨を異にするものである。)

10問 合格枠制に関する制度を「当分の間」の暫定措置としないのは、なぜか。

〔資料5 平成12年に試験方法の見直しをするにもかかわらず時限立法としない理由〕

答 今次、司法試験制度改革においては、合格枠制に関する制度を設けるとともに、今後引き続き法曹養成制度について抜本的な改革を検討することとされている。

ところで、法曹養成制度の抜本的な改革の検討においては、合格者数の増加、大学における法学教育の制度的な改善等について検討がなされるものと考えられるが、その検討の結果を現時点で想定することは到底不可能であり、検討によって一定の措置が採用されるかについても不確定である。また、これらの検討も、基本的には、法曹養成制度の在るべき姿との関係において、司法試験の合格者数の在り方、あるいは大学教育の在り方についてなされるのであって、そこで検討された措置が採用されたとしても、そのことが、司法試験の現状が抱える問題のすべてを解決し得るものとは考えにくい。

例えば、合格者数の増加がなされても、それに伴う合格可能性の拡大によって、より多数の者が受験するようになり、現状の問題が拡大再生産されることもあり、また、大学教育の改革がなされても、所要の合格者数に見合わない多数の成績優秀な受験者が現れば、現状が抱えるのと同様の問題が現れることになる。このような場合には、一定の改革がなされた後も、合格枠制に関する制度を存置しておくことが必要になるのである。

そのため、合格枠制に関する制度を設けておく必要性は、法曹養成制度の抜本的な改革が実現しても、存続することが考えられるのであるから、法曹養成制度の抜本的な改

革の実現が、直ちに合格枠制に関する制度の廃止に結びつくものでもなく、合格枠制に関する制度を現時点で内容の確定していない法曹養成制度の抜本的な改革までの暫定的な措置と位置付けることはできないのである。

11問 合格枠制に関する制度を平成4年から施行するのであれば、合格枠制は平成4年から実施することが可能になるのか。

〔資料6 次期通常国会において法改正を行う必要性〕

答 合格枠制に関する制度の下では、法律附則において、受験期間の算定の基礎となる第二次試験の短答式試験には、平成4年以前に行われたものを含まないこととして、司法試験法第8条2項に定める受験期間の起算時となる「初めて受けた第二次試験の短答式による試験」を平成5年以降に行われたものに限定し、受験期間を平成5年の司法試験から起算することを明らかにしているので、司法試験管理委員会規則で受験期間が3年間と定められれば、平成8年から合格枠制を実施することが可能になる。

このように、合格枠制に関する制度を平成4年から施行した上、受験期間を平成5年以降に行われる司法試験から算定することとしたのは、次のような理由からである。

- (1) 受験期間を、過去の受験にさかのぼって算定することになると、受験者の中には、受験の時点の法令では合否判定の基準とならなかった受験が、その後の法令によって合否判定の基準とされる者が現れ、受験者間の公平の観点から問題がある。そのため、受験期間は、合格枠制に関する制度を設けるための法令が施行される平成4年より前の受験は除くべきものと考えられる。
- (2) 合格枠制を実施し、各受験者の受験期間を正確に把握するためには、合格枠制に関する制度を制度化する法令が施行された後、1年の試行期間を設けて、受験者の前年の受験の有無が正確に把握できていることが確認される必要があるため、法律が施行

される1年目に当たる平成4年から直ちに受験期間を起算することはできないという事情にある。

12問 司法試験管理委員会規則で受験期間が3年間程度と定められることが予定されているのであれば、平成7年ころまでは合格枠制を実施することができないのに、現時点で、そのような合格枠制に関する制度を法制化する必要があるのか。

〔資料6 次期通常国会において法改正を行う必要性〕

答 制限枠において、受験期間を基準として定める合格者は、司法試験管理委員会規則において、受験期間が3年以内の者と定められることが予定されているところ、現行制度の下では、受験者の受験期間を正確に把握できる体制が整っておらず、そのための体制を整えるためには、合格枠制を実施することが可能になる年の4年前から、合格枠制に関する制度を法制化し、施行しておくことが必要になる。

すなわち、合格枠制に関する制度の下では、各受験者の初回受験の時期を正確に把握することが必要になるため、受験者の出願に際して、過去の受験歴に関する事項を申述させるとともに、司法試験管理委員会規則において、受験者本人を特定するために出願者から住民票等の書類の提出を求めることを予定しているが、このような措置は、出願者に対して新たな義務を課すものであり、出願者のプライバシーを配慮しつつ、必要な範囲で許されるものと考えられるから、このような措置をとるに足る制度が創設されることが前提となるのであり、合格枠制に関する制度を設けるための法改正が施行されてのちに、初めて可能になるものと考えられる。

さらに、受験者の受験期間を正確に把握するためには、各回の司法試験の各受験者と過去の司法試験における受験者との同一性が正確に確認できなければならないから、受

験者の過去の受験歴を把握できる体制を整えた上で、実際に合格枠制を実施するためのカウントを開始する年の前年から、これを試行し、実際に実施する年において、受験者の前年の受験の有無が正確に把握できていることが確認される必要があることになる。

したがって、合格枠制については、あらかじめ合格枠制に関する制度を設けて、これを施行し、受験者の受験期間を正確に把握するための体制を整えた上、司法試験管理委員会規則で定めた受験期間が経過した後に、その実施が可能になるのである。

合格枠制の採否の判断 司法試験管理委員会が行うこととしたのは、どのような理由に基づくのか。

〔資料 1 司法試験合格者決定の法的性格 - 3〕

〔資料 2 司法試験法第 8 条の規定の趣旨〕

〔資料 3 司法試験法第八条の趣旨（他の国家試験との比較）〕

答

司法試験管理委員会は、法務省の外局として置かれた合議制の独立行政委員会であり（国家行政組織法第 3 条，司法試験法第 12 条），法曹三者の代表者によって構成されるものである（司法試験法第 13 条）。

また、司法試験の合格者の決定は、試験ごとに各受験者に対してなされる合格・不合格の行政処分によってなされているところ、この行政処分は、継続的に存在する行政機関である司法試験管理委員会によって行われているのである。このことは、司法試験の合否判定を不服として提起された訴訟においては、司法試験管理委員会が、その当事者とされており、実務上、合格証書の授与者、各試験の合格者の氏名の官報公告の主体が、いずれも司法試験管理委員会委員長とされていることから明らかである。

さらに、司法試験管理委員会は、司法試験法の委任の下に第二次試験の出題範囲を限定し（司法試験法第 6 条第 4 項，昭和 36 年司法試験管理委員会規則第 2 号），第一次試験を免除される者の範囲を定め（司法試験法第 4 条第 1 項第 4 号，昭和 50 年司法試験管理委員会規則第 1 号），第一次試験及び第二次試験の筆記試験に関して各免除資格

を認定し、不正受験者に対する制裁措置を講ずるものとされており、司法試験制度の実施、運営主体と位置付けられるものである。

これに対して、司法試験考査委員は、継続的に存在する行政組織として観念されるものではなく、試験ごとに任命される個人としてとらえられるにすぎないものであり（司法試験法第15条）、司法試験法第8条において、司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議により定めるとされている趣旨も、合否判定に関する行政処分は、試験の出題、採点に当たる司法試験考査委員の内部的な決定に基づいて行われるべきことを明らかにしているものと考えられるのである。すなわち、司法試験考査委員は、司法試験の出題、採点を行うほかは、司法試験管理委員会が合否判定に関する行政処分を行う前提として、その合議によって内部的に合格者を決定するにすぎないのであり、司法試験に関する事務のうち、受験者の学識・応用能力の判定にかかわりのある事務を行っているものと考えられるのである。

このように考えるならば、合格枠制を実施するかどうかについての判断は、司法試験考査委員が行うべき受験者の学識・応用能力の判定にかかわりのある事項ではなく、むしろ司法試験の実情に応じた必要性から判断される政策的な事項であるから、司法試験制度の実施主体であり、継続的に存在する行政組織である司法試験管理委員会が行うべき性質のものであると考えられるのである。

14問 司法試験審査委員は、司法試験の合格者の決定に関して、どのような権限を有するのか。〔法8条の趣旨〕

〔資料1 司法試験合格者決定の法的性格 - 3〕

〔資料3 司法試験法第8条の趣旨 - 3(2)〕

答 司法試験法第8条において、司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によって定めることとされているが、その趣旨は、司法試験管理委員会が行う合否判定に関する行政処分の前提として、司法試験審査委員が、その合議によって具体的な合格者を内部的に決定するという手続を定めたものと考えられる。

このような趣旨の規定が設けられているのは、司法試験制度の実施、運営については、独立した行政委員会として法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を設け、その庶務を法務省に担当させる一方で、試験の出題、採点等の試験の実質的な中身をなす事項は、これとは別に、法務大臣が司法試験管理委員会の推薦に基づき任命する司法試験審査委員が行うこととされていることから、受験者の学識・応用能力の判定に関する事項は、司法試験管理委員会から独立して、出題、採点に当たる司法試験審査委員が行うのが相当であると考えられたためである。

〔資料1 司法試験合格者決定の法的性格－3〕

答 司法試験の合格者は原則として司法修習生となる資格を有するから、その合格者数は、司法修習生の採用数に限界があることなどからの制約を受けることになる。そのため、司法試験の合格者数は、司法修習制度の下で採用可能な司法修習生の数、国家財政事情、法曹に対する社会的要請などを考慮して定められるものと考えられる。

このような観点から、予定合格者数の概数を決定するのは、司法試験制度の運営主体であり、長期的な視点に立って政策的な事項を決定する機関と位置付けられる司法試験管理委員会であると考えられる。これまでの司法試験制度の運用において、司法試験管理委員会が司法試験考査委員に対して予定合格者数についての参考意見を述べるにとどめていたのは、司法試験考査委員が合否判定において、事実上、上記要請を考慮して合格者を決定していたからにはほかならないのである。

このように、司法試験の合格者数については、一次的には司法試験管理委員会が政策的な視点から、その概数を決定できるものであると考えられるのであるが、各試験の具体的な合格者数は、司法試験考査委員の合議によって司法試験の合格者を決定することとされている（司法試験法第8条）ことから、一定の限度で司法試験考査委員の判断が介在することになる。

司法試験考査委員は、受験者の学識・応用能力に関する事項について判断する者であるから、その合議によって合格者を決定する場面においても、司法試験が資格試験であ

り、合否判定に一応の基準がある試験制度であるという要請から、受験者が司法修習を開始するに足りる必要最低限度の知識・応用能力を備えているかどうかを判定することになるとともに、司法試験制度の公平性の要請から、毎回の合格水準が同程度になるように考慮することが求められることになり、また、受験者の成績をどのような基準でランク付けするかということについても、一定の判断を行うことになる。

このように、司法試験考査委員は、政策的な視点からの合格者数の概数を前提としつつ、専門的な視点から、各回の試験の実情に即した判断をし、合格者数を決定していくのである。

これまでの司法試験の合格者数を見ると、合格者数が500人前後となった昭和38年以降においても、合格者数が最大である昭和41年の554人と最小である昭和56年の446人とでは108人の開きがある。このように、合格者数についての一定の概数を前提にしても、司法試験考査委員が行う専門的な見地からの判断によって、各回の合格者数が相当に変動することになるのである。

16問 合格枠制において、それぞれの合格枠の人数を定めることについて、司法試験考査委員は、どのような権限を有するのか。

答 現行制度の下では、司法試験の合格者数は、政策的な視点から一定の概数が定められた上、これを前提にしつつ、司法試験考査委員の専門的な視点から、各回の試験の実情に即した判断がなされ、決定されていくのである。

このことは、合格枠制の下で合格者を定める場合においても、同様に当てはまるものと考えられる。

合格枠制の下で合格者を決定するにおいては、司法試験管理委員会規則において、一般枠の人数は合格者総数のおおむね7分の5とされ、制限枠の人数は合格者総数のおおむね7分の2とされているのである。

しかしながら、その場合であっても、司法試験考査委員の専門的な見地からの判断によって、各回の合格者数が変動することが考えられるのである。すなわち、合格者は司法修習を開始するに足りる最低限度の学識・応用能力を備えている必要があり、その面での判定は、当然に司法試験考査委員が行うため、制限枠における受験者の成績が特に劣悪であるときは、このような要請から、制限枠及び一般枠の合格者数を微調整することが想定されてよいのである。また、試験の公平性から、中・長期的な期間において各回の合格水準が同程度になることが求められることも否定できないのであり、その面からも、制限枠及び一般枠の合格者数が一定の幅をもって微妙に変動することが想定されるのである。さらに、新たに非法律選択科目が廃止されたことに伴って、どのような基

準によって具体的に合格者を定めるかについても、司法試験考査委員がその基準を設けることになるのであり、その基準の定め方によって、制限枠及び一般枠の合格者数が変動することになるのである。

17問 合格枠制を実施する上で、法律上、司法試験管理委員会が、あらかじめ司法試験の予定合格者の概数を決定するものと規定することはできないか。

答

① 司法試験の合格者数は、合格枠制の下でも現行制度の下におけるものと同様に、あらかじめ定められる絶対数というものはなく、司法試験考査委員が、政策的な視点から導かれる予定合格者の概数を前提としつつ、受験者の成績についての適切なランク付けの方式の下で、受験者の司法修習を開始するに足りる学識・応用能力に関する判定をし、各回の合格水準が同程度になるようにする要請等を考慮して、具体的な人数が決定されることになる。

ところで、現行制度の下での合否判定の実情を見ても、合格者数がおおむね500人前後とされているとはいえ、司法試験考査委員の専門的な見地からの判断によって、各回の司法試験の合格者数には相当の開きがあるものとなっている。

さらに、合格枠制の下での合否判定の基準は、一般枠と制限枠との双方の基準が設けられることになるため、各回の試験において各合格枠についての合格水準が同程度になるという要請があることから、予定合格者の概数が示されたとしても、現行制度の下における以上に各回の司法試験の合格者数に開きが現れるおそれがあり、また、現時点において、合格枠制の下での受験者の成績の適切なランク付けの方式が定まっているわけではなく、将来司法試験考査委員が、合格枠制の運用を重ねながら、より適切なものを考えていくことになる。

2  
15196310

そのため、法律上司法試験管理委員会が予定合格者の概数を示すことにすると、司法試験考査委員は、その範囲を超えた合格者数を定めることができなくなり、司法試験管理委員会が、権限を有しない受験者の学識・応用能力に関する事項についてまで、実質的な判断権を有し、司法試験考査委員の専門的な見地からの判断を拘束する結果となり、相当ではないと考えられるのである。

② また、司法試験管理委員会が、司法試験の予定合格者の概数を決定することになると、法曹三者の代表によって構成される司法試験管理委員会が、予定合格者の概数について自律的に判断する権限を得ることになる。

ところで、司法試験制度は、他の国家試験のように、その合格によって直ちに資格を付与するものではなく、その合格後国費によって運営される2年間の修習を終了することによって法曹資格が付与されることになるのである。そのため、他の国家試験においては、試験制度の運営主体が自律的な判断によって、予定合格者の概数を決定することが可能であるとしても、司法試験においては、その予定合格者の概数を決定する上では、試験制度の運営主体である司法試験管理委員会が、国家の財政事情、最高裁判所の下における司法修習の受入体制等の外的な事情を考慮することが必要になる。

このことは、司法試験管理委員会が自ら決定することができない要素も考慮して、予定合格者の概数を決定せざるを得ないことを意味し、換言すれば、司法試験管理委員会が予定合格者の概数を決定するについては、自ら運営する司法試験制度とかわりのない外的要因から、その裁量に一定の制約があることになるのである。このように考える

18問 合格枠制を、多様な人材の合格の可能性を損なわない

18問 合格枠制を、多様な人 の合格の可能性を損なわない限度のものでなければなら  
ないとしたのは、なぜか。

〔資料7 受験期間及び合格者の割合は司法試験管理委員会規則で定めるべきである。

(受験期間及び合格者の割合の限界)〕

答 今回、合格枠制に関する制度を設けるについては、司法試験の実情に問題がないので  
あれば、合格枠制を実施せずに、広範な階層の者から多様な人材を法曹の後継者として  
確保することが求められているのである。

そのため、合格枠制の内容も、広範な階層の者から多様な人材を法曹の後継者として  
確保するという要請からの制約を受けることになる。すなわち、合格枠制においては、  
制限枠の合格者の割合や受験期間の設定の仕方によっては、一定の水準に到達するまで  
に比較的長期間を要する者の合格可能性を阻害することも考えられるが、このような事  
態は、法曹の後継者としての多様な人材の合格の可能性を損なう結果となるのである。  
その意味で、制限枠の合格者の割合や受験期間の設定の仕方について、多様な人材の合  
格の可能性を損なわない限度のものでなければならぬものとしたのである。

19問 司法試験管理委員会は、どのような場合に、その必要性があると認めて、合格枠制を採用し、どのような場合に、その必要性がないと認めて、いったん採用した合格枠制をやめることになるのか。

答 司法試験管理委員会は、受験者の合格までに要する期間が長期化する傾向にあること、受験者の合格までの受験準備の実態が、大学教育から離れて長期間画一的な受験勉強を余儀なくされている実情にあること、受験者の受験の動向が法曹となる資質がありながら司法試験の受験を敬遠し、比較的短期間の受験で受験を断念していること、さらに、その他の司法試験における状況から、例えば、法曹三者がバランスよく後継者を確保できない状況にあることなどを考慮して、受験者がより短期間に合格する可能性を高める必要があると認めるときに、合格枠制を実施する必要があると判断することになるのである。要するに、この判断は、合格までに要する期間についての絶対的な指標によるのではなく、司法試験を取り巻く諸状況が、合格枠制の実施を求める程度のものであるかどうかについての、総合的な判断によってなされることになるのである。

また、いったん合格枠制を実施した後、その必要性がないと判断して、その実施をやめる場合についても、一時点の絶対的な指標で表すことはできないのであり、合格枠制を実施しなくとも、これらの司法試験を取り巻く諸状況に病理的な問題が生じない状態になっていると考えられることが、その基準となる。

さらに、いったん採用した合格枠制をやめるときの判断においては、合格枠制に関する制度を制度化するについて、広範な階層の者から多様な法曹の後継者を確保するため

には、なるべく合格枠制を実施しないことが望ましいという要請があることを考慮しなければならない。すなわち、司法試験の実情が、ある程度改善されて、それ以上合格枠制を実施することは、広範な階層の者から多様な法曹の後継者を確保する上から、好ましくないと考えられる場合には、いったん採用した合格枠制をやめることになるのである。

〔参考〕

問 法曹三者の基本的な合意による検証基準において、3年以内の者が40%程度になる見込みがあれば、合格枠制を採用しないとしているのは、合格枠制の採用について、絶対的な指標を示しているのではないか。

答 合格枠制において、一定割合の制限枠を設けるのは、受験期間の短い者を一定数確保することを目的としているのではなく、制限枠を設けることによって、受験期間の短い者の合格可能性が狭められている司法試験の状況を次第に改善していくことを目的としているのである。

元々、合意自体においても、3年以内の者が40%程度になる見込みがない場合（例えば38%でも）合格枠制の実施を肯定しており、その場合、合格枠制が実施されれば、3年以内の者の割合が40%を相当程度上回ることが当然想定されている。そして、合格枠制が実施されれば、その効果として「より短期間で合格する可能性」が相当に高められることが期待されているのであって、このことは法曹三者の間でも是認されているところである。

ところで、法曹三者の基本的な合意において、平成7年から数年後に受験期間が3年以内の合格者が40%程度になる見込みがある場合には合格枠制を実施しないこととしているのは、3年以内の合格者が40%程度になることが合格枠制を実施するための最終目標としている趣旨ではなく、将来検証をする時点で改善の傾向が現れたと判断できる場合の基準を明確にしておくために数値化したものであり、単純増員の状態の5年間

程度の期間で、その程度の改善効果が現れたならば、さらに、その後の将来において、短期間における合格可能性が次第に拡大する傾向になり、3年以内の合格者がより増加することになると想定されるのである。

このことは、法曹三者の基本的な合意において、平成7年から数年後の予測を行う場合の指標として、司法試験の状況の改善・悪化の方向を想定するための指標となり得る、新規受験者数の変化、受験断念状況の変化等が挙げられていることから明らかである。

このように考えると、法曹三者の基本的な合意における検証基準が満足された場合、合格枠制が実施された場合のいずれにおいても、受験期間が3年以内の合格者が40%程度から、更に増加することが前提とされているのであって、この両者の間に矛盾はないと考えられるのである。

20問 合格枠制の実施が避けられれば、避けた方が望ましいものであるすれば、合格枠制の実施に当たっても、司法試験管理委員会が、司法試験管理委員会規則において合格者の割合の上限を定め、その範囲内で、毎回の司法試験の制限枠の合格者の割合を決定することができることとすべきではないのか。

答

① 司法試験の状況によって制限枠の合格者の割合を見直すためには、制限枠の合格者の割合を一定にして、相当な期間、司法試験を実施し、その状況の変化について分析を行う必要があるから、毎回の司法試験について、制限枠の合格者の割合を定めることはできない。

すなわち、各年の司法試験の結果にはある程度のバラツキがある上、司法試験の実情から制限枠の合格者の割合を変更すべきであると判断するためには、新規受験者数、受験の継続・断念傾向等の受験者の動向を分析する必要があるため、制度上の条件を一定にした上、数年のデータを蓄積しなければ、制限枠の合格者の割合の変更について判断をすることができないのである。

そのため、毎回の司法試験について制限枠の合格者の割合を変更させた結果に基づいて、このような分析を行うことは、現れた受験者の動向等司法試験の状況の変化が、制限枠の合格者の割合を変更したためのものであるか、傾向的な受験者の動向の変化によるものであるかを的確に分析することをできなくするのである。

② 司法試験の合格者数は、例えば700人程度というように、その大枠が示されたとし

ても、各回の試験については、司法試験考査委員が、司法修習を開始するに足りる学識・応用能力の有無を判定し、各回の司法試験における合格水準が同程度であることなどの要請を考慮して、各受験者の合否判定を行うことによって、その具体的な人数が決定されることになる。

特に、合格枠制を実施する論文式試験は、受験者の論述を総合的に評価する試験であるため、その成績を数値化することが困難な試験であり、各科目の成績評価は、司法試験考査委員にとって明確に成績の差を識別できる基準として20程度の段階別に行っているのであるが、それでも、総得点では合格点付近の1点に100人程度の人数が存在している。現実には、総得点のほかに、法律得点の合計点という指標も加えて、細かい成績区分を行い、合否判定をしているが、それでも合格点付近で20～40人程度の単位で成績区分を行うことができるにすぎず、受験者をそれ以上細かく成績区分をすることは、到底できないのである。

そのため、司法試験管理委員会が、あらかじめ毎回の試験の制限枠の合格者数の割合について、細かい調整を行った上で、これを示すことは到底できないのである。

答 合格枠制を論文式試験についてのみ実施して、所要の効果が現れれば、司法試験の現状が抱えている問題が解決すると考えられることが理由である。

すなわち、口述試験及び短答式試験については、次のような理由から、合格枠制を実施する必要はないと考えられるのである。

(1) 口述試験は、その受験者の大半が合格する試験である。

そのため、現状においても、成績上位に長期受験者が滞留しているような問題はなく、また、これまでの司法試験に関するデータを分析してみても、論文式試験において合格枠制が実施され、受験期間が一定期間内の者が一定数合格してくるのであれば、これらの者の大半は口述試験にも合格するものと考えられるから、口述試験において合格枠制を実施する必要性はないと考えられる。

また、口述試験は司法試験の合格者を最終的に決定する試験であるから、受験期間にかかわらず、統一的な基準によって合格者を決定するのが望ましいと考えられるのである。

(2) 短答式試験は、論文式試験の受験者を選抜するための、いわば足切りとして導入されたものであり、司法試験に関するデータを見ても、その成績が論文式試験の成績とかなりの程度で相関しているものと分析できる。

そのため、短答式試験において合格枠制を実施して、受験期間が一定期間内の者を優遇して合格させても、そのほとんどの者が、論文式試験において合格基準に到達で

きないと考えられることから、短答式試験において合格枠制を実施しても、実質的な  
効果は期待できず、その必要性はないと考えられる。

22問 制限枠の合格者の割合及び制限枠の基準となる受験期間について、司法試験管理委員会規則で定めることとしたのは、なぜか。

〔資料7 受験期間及び合格者の割合は司法試験管理委員会規則で定めるべきである。〕

(答中)

答 合格枠制において、制限枠の基準となる受験期間を3年間としているのは、現在の就職の状況、受験者の動向等から、受験者に対して3年程度の受験期間を目安として、その後の受験の継続、断念を判断させることが望ましいと考えられること、司法試験の現状における成績分布に照らすと、初回受験から3年以内の者が特にハンディを負っていると考えられることによるのである。

そのため、就職についての社会的な状況、受験者の進路選択に関する意識、あるいは受験者の得点分布等が変化すれば、受験者に対して、受験期間をより長い期間あるいはより短い期間に変更して、その後受験の在り方を判断させることが望ましいと考えられる場合もある。

また、合格枠制における制限枠の合格者の割合については、合格者数が700人程度になることを前提として、合格者全体のおおむね7分の2に当たる部分としているのであり、今後、合格者数を700人程度に増加させた効果を見ながら、更に順次合格者数を増加させていくことが考えられ、また、合格枠制の実施などによって、司法試験の状況が変化していくことも考えられる。そのような場合には、制限枠の合格者の割合を見直すことが必要になるのである。

さらに、制限枠の合格者の割合及び受験期間については、一方が変更された場合には、これに伴って、当然に他方が変更されるべき性質のものであるから、この両者が一体のものとして決定されるべきものと考えられるのである。

このように考えるならば、受験期間及び制限枠の合格者の割合を法律で規定することは、制度の柔軟性を損なうおそれがあるとともに、受験期間及び制限枠の合格者の割合は、同じレベルの法令で規定されるべきものと考えられるから、この両者を司法試験管理委員会規則で定めることとしたのである。

23問 いわゆる丙案による合格枠制について、「合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定める制度」という形で過不足なく表現しているのか。

答 今回制度化するいわゆる丙案による合格枠制の内容のうち、制限枠の基準となる受験期間及び一般枠と制限枠の合格者の割合については、技術的な色彩の強い事項であるとともに、司法試験制度の実情にかかわる諸事情の変化に応じて、これを変更する必要があることから、これを法律において規定せずに、司法試験管理委員会規則において規定するのが相当であると考えられる。そうすると、その余の合格枠制の内容をなす事項は、一般枠と制限枠と双方の合格者枠を設けることと、制限枠に先立って一般枠の合格者を定めるものであることになる。

ところで、今回の法改正で、「司法試験管理委員会は、合格者の一部について、受験期間が一定期間内の者から定める方法を採用することができる。」とされるわけであるが、その趣旨は、「司法試験管理委員会に、新たな権限として、合格者の一部については特別な方法を採用することができる」とされているものであって、その余の合格者の部分については、そのような権限は与えられておらず、原則に立ち戻り、受験期間を考慮しないことになるから、結果として、一般枠と制限枠の双方の合格者枠が設けられている趣旨の規定となる。

また、制限枠に先立って一般枠の合格者を定めることの法令における規定方法について考えてみると、受験期間が短い受験者の合格が妨げられているという合格枠制を実施

する必要のある実情の下では、一般枠の合格者を先に定めると、一般枠においても制限枠の基準となる受験期間以内の者が合格してくる可能性があるが、制限枠の合格者を先に定めることにすると、一般枠において制限枠の基準となる受験期間以内の者が合格してくる可能性はないことになる。

要するに、一般枠と制限枠のいずれの合格者を先に定めるかによって、制限枠の基準となる受験期間内の合格者の人数が変わってくることになるのであるから、一般枠と制限枠のいずれの合格者を先に定めるかの問題は、結局、一般枠と制限枠の合格者の割合の問題と同様の性質を有する問題であると考えられる。

したがって、一般枠と制限枠のいずれの合格者を先に定めるかについては、一般枠と制限枠の合格者の割合と同様の法形式、すなわち司法試験管理委員会規則において、これを規定すべきであると考えられるのである。

〔資料9 非法律選択科目を廃止する理由〕

答 非法律選択科目は、視野の広い人材を選び得るようするために取り入れられたものであり、非法律選択科目を司法試験の科目とし、法曹となるべき者が、法律以外の学問分野について十分な学識を有することは、積極的な意義があると考えられる。

しかしながら、短期間の受験による合格が困難になっている司法試験の現状においては、受験者が選択した非法律科目の一科目のみの試験によって、法曹となるべき者が幅広い教養を身に付けるという目的を達することができるとは考えられないのであり、むしろ非法律選択科目を廃止して、受験者の負担をできる限り軽減することが望ましいと考えられ、試験科目を現在よりも少なくすることは、比較的短期間の受験による合格の可能性を拡大することにも資すると考えられる。

また、法曹となるべき者に求められる法律科目以外の学識は、これを司法試験の試験科目としなくとも、大学教育、司法修習において、あるいは法曹となってから専門分野に応じて、習得されることを期待することで足りると考えられるのである。非法律科目は一般教養を試す試験ではないが、法曹となる者に必要な一般教養は、司法試験制度の中でも第一次試験の合格又は大学の教養課程の終了を第二次試験の受験資格としていることによって担保されているほか、司法修習生に関する規則においても、司法修習は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身に付け、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」との観点からなされているのである。

非法律  
290%  
30%

[参考]

3回名が対応(平均)

非法律選択科目は、昭和33年の司法試験法の改正において導入されたものであり、旧制大学と比較した新制大学のカリキュラムと司法試験科目の関係が問題点として論議され、当初は、短答式試験を基礎教養及び一般法律問題について行うことが検討されていたが、根強い反対があったため、新たに非法律選択科目が設けられることとされたのである。

平均: 61.2名後半

司法試験制度と他の試験制度との比較

試験名	試験制度実施機関		合否判定方法	出題, 採点等を行う者 (試験の執行者)	試験に合格することによる	
	制度実施主体	制度実施主体の性格			授与される資格	授与権
司法試験 (司法試験法) §24.5	司法試験管理委員会 (法-§12)	試験に関する事項を管理する国家行政組織法上の行政委員会である。 <i>(学務院の監督下にある。司法官の任命。司法官の人事)</i>	考査委員の合議による。 (法-§8)	司法試験考査委員 (法-§15) <i>【司法官の推薦に際して】</i>	司法修習生となる資格 (裁判所法-§66)	司法試験管理委員会 (法-§9)
不動産鑑定士試験 (不動産の鑑定評価に関する法律) §38	土地鑑定委員会 (法-§12)	土地鑑定委員会は、国土庁に設けられており、その所掌事務の一部である試験を実施する機関である。 <i>【土地鑑定委員の推薦に際して 国土庁長官が任命する】</i>		土地鑑定委員会に置かれる試験委員 (法-§47①)	不動産鑑定となる資格 (法-§4③)	土地鑑定委員会委員長 (省令-§12)
弁理士試験 (弁理士法) 大101法 本法2項の政令に包括される	弁理士審査会 (通産省組織令 昭27年政 390号 - §201)	弁理士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	弁理士審査会の議定するところによる。 (施行令-§10) <i>【審査員は推薦の基礎が任命】</i>	委員及び弁理士審査会に必要があるときに置かれる臨時委員 (昭41政令-審査会令 §1②)	弁理士となる資格 (法-§2①三)	弁理士審査会会長 (施行令-§11)
公認会計士試験 (公認会計士法) §23.7	公認会計士審査会 (法-§15①) <i>§12. 理解試験の任命</i>	公認会計士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	合格基準は、総点数の60%とされ、かつ1科目につき満点の40%に満たない者は、合格できないこととされている。 (施行規則-§4)	公認会計士審査会に置かれる試験委員 (法-§38①)	公認会計士となる資格 (法-§5③)	公認会計士審査会会長 (法-§14)
税理士試験 (税理士法)	税理士審査会 (法-§12①) <i>§48. 学識経験者の任命</i>	税理士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	科目別の合格の制度がとられ、各科目の合格基準は、満点の60%とされている。 (施行令-§6) <i>【税理士審査会の推薦に際して 学識経験者の任命】</i>	税理士審査会に置かれる試験委員 (法-§48の五①)	税理士となる資格 (法-§3①一)	税理士審査会会長 (法-§11①)
司法書士試験 (司法書士法)	法務大臣 (法-§5①)	国家行政組織法上の行政機関の長		法務省に置かれる司法書士試験委員 (法-§5の二①)	司法書士となる資格 (法-§3一)	法務大臣 (省令-§4)
土地家屋調査士試験 (土地家屋調査士法)	法務大臣 (法-§5①)	国家行政組織法上の行政機関の長		法務省に置かれる土地家屋調査士試験委員 (法-§5の二①)	土地家屋調査士となる資格 (法-§3一)	法務大臣 (省令-§5)
医師国家試験 (医師法)	厚生大臣 (法-§10)	国家行政組織法上の行政機関の長	厚生大臣が医療関係者審議会の医師部会に諮問する。	厚生省に置かれる医師試験委員 (法-§27①)	医師となる資格 (法-§2)	厚生大臣 (省令-§17)
国家公務員試験 (国家公務員法) <i>36. 職員の採用は、毎年試験により行われ、42. 試験は、人事院の定めるところにより、行われ、48. 試験は、職員の採用の能力を審査するものである。</i>	人事院の定める試験機関 (法-§48) (人事院規則 8-18 §9①)	国家公務員法により内閣の所轄の下に置かれる機関 <i>3. 8. 表三 学識経験者 年令制限あり</i>	各種目の成績を総合して得られた結果により、必要と認められる数の最終の合格者を決定する。 (人事院規則 8-18 §22) ※(同上 §10①四) <i>4. 1. 同法 §2 採用の判定は同法による</i>	<i>採用候補者名簿には、合格点以上を得た者の氏名及び得点を、得点順に記載する。職員の採用は、採用すべき者1人につき、試験における高得点順の志願者5人のなかから行う。(法-§52, 56)</i>	採用候補者名簿には、合格点以上を得た者の氏名及び得点を、得点順に記載する。職員の採用は、採用すべき者1人につき、試験における高得点順の志願者5人のなかから行う。(法-§52, 56)	人事院 (試験機関による採用候補者名簿の作成) (人規 8-18 §10①)

## 1 司法試験の性格

司法試験は、法曹資格を付与するための国家試験であるが、合格することによって、直ちに法曹資格が付与されるわけではなく、司法修習生に採用される資格が付与されるにすぎないものであり、法曹資格は、司法試験合格後、司法修習制度のもとで2年間の司法修習を終了することによって付与される。

ところで、現在の司法修習制度は、国費による実務修習を柱とした法曹三者それぞれの実務教育が必須のものとされ、しかもその終了者に法曹資格を付与するにふさわしい水準を維持すべきものであるから、司法研修所及び実務修習地において所要の水準の実務教育を提供できる司法修習生の数には、自ずと限界がある。更に、司法修習生の採用数には、法曹に対する社会的要請の変化、国家財政事情等も反映されることになる。

司法試験は、もとより、司法修習を終了することにより法曹資格を付与しても支障のない最低限度の基準を超えていない者を合格させてはならないものであるから、その意味で合否判定に一応の基準のある試験制度であると考えられる。しかしながら他方で、司法修習生の採用数に限界があることから、司法試験において合格者数を決定するための一要素として、採用可能な司法修習生の数に見合った合格者数が考慮されるため、上記の最低限度の基準以上の者が想定される合格者数を超えるのであれば、合格するためにはこのような合格者数の中に入ることが必要になり、その意味で競争試験としての側面をも有することになる。

## 2 司法試験合格者決定の法的性格

司法試験第2次試験は、短答式、論文式による筆記試験及び口述試験からなり、短答式試験の合格者には論文式試験の、論文式試験の合格者には口述試験の受験資格が付与され、口述式試験の合格者には、司法修習生となる資格が付与されることになり、これらの各試験の合否判定は、試験毎に受験者各個人に対して、合格又は不合格の判定を行う、行政処分であると考えられる。

合否判定の行政処分は、国家意思を決定し、これを外部に表示する権限を有する行政機関によって行われる必要がある、司法試験に関しては、司法試験管理委員会が、司法試験に関する事項を管理することとされ（司法試験法第12条）、合格証書を授与し（司法試験法第9条）、合格者の氏名を官報で公告する（司法試験管理委員会の会議等

東山判例

に関する規則 四(五) ) こととされていることから、司法試験管理委員会によってな

⑨ される行政処分であると考えられる。

⑨ 独立行政機関(行政法)

これに対して、司法試験法第8条において、司法試験(審査委員)の合議によって司法試験の合格者を定めると規定されているのは、司法試験の出題、採点を行う司法試験審査委員が合否判定を行うことが最も適当であり、司法試験管理委員会は、司法試験審査委員の合議において得られ結論に基づいて、合否判定の行政処分を行わなければならないことを明らかにしているのである。

- ① 司法試験の採点
- ② 9条 合格証書... 管理委員会(審)の
- ③ 10条 不正受検者の合格取り消し... 審判部が決定する

### 3 司法試験管理委員会と司法試験審査委員の関係

1で述べたように、司法試験において合格者数を決定するための一要素として、採用可能な司法修習生の数に見合った合格者数が考慮されており、実際には、採用可能な司法修習生の数が、合否判定における司法試験審査委員の判断の前提となっていたと考えられるのである。

しかしながら、司法試験法制定に際しての議論では、司法試験は、法曹資格に関わる国家試験であるから、法曹三者の代表からなる司法試験管理委員会において管理するのが適当であり、司法試験管理委員会においては、裁判官、検察官の必要数等を考慮した合格者数の目安を示すことができるものと考えられている(第5回国会衆議院法務委員会議事録第11号、岡咲恕一法務庁調査意見第一局長答弁)のである。

すなわち、司法試験(審査委員)は、試験毎に任命され、合否判定の行政処分を行うための内部意思を決定する存在であるにすぎず、長期的、政策的視点に立った司法試験の運用主体とは考えられないのであり、他方において、司法試験管理委員会は、国家行政組織法上の行政機関として永続性を有する機関であり、合否判定の行政処分を行う主体であるとともに、長期的、政策的視点に立った司法試験の運用改善の措置を採ってきているのである。そのため、司法試験管理委員会が司法試験審査委員に対して、合格者数についてのガイド・ラインを示すこともできると考えられるのである。

また、成績のみに基づく合否判定は、試験毎に任命され、出題、採点を行う司法試験審査委員が行うのが適当であるにしても、合格枠制を実施する場合の(細則的な)制度内容は、司法試験の実情及びこれに対する法曹三者の問題認識の上に立って定まるものであるから、むしろ司法試験管理委員会によって定められるのが適当であると考えられるのである。

## 司法試験の性格

司法試験は、「裁判官、検察官、弁護士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」(司法試験法第1条)である。司法試験の合格者は、原則として司法修習生に採用され、法律実務の修習課程である司法修習を終了することによって、裁判官・検察官に任用され、又は弁護士となる資格(法曹資格)が付与されるものとされており、司法試験制度は、法曹三者の後継者を選抜するための実質的に唯一の試験として機能している。

1 司法試験の性格は、以下のような理由によって、従来から資格試験であるとの説明がなされてきている。

(1) 司法試験制度は、司法試験に合格することにより、原則として司法修習生に採用され、司法修習を終了することにより、法曹資格を付与することを最終目的とし、その第一段階を担う試験制度である。したがって、司法試験は、法曹資格を付与するための前提となる試験であることから資格試験と考えられ、そのため、司法試験においては、法曹となろうとする者に必要な学識、応用能力に基づいて合否判定がなされるものとされていると考えられる。

(2) このように、司法試験制度は、法曹資格の付与を最終的な目的としたものであるが、より直接には、その合格者が原則として司法修習生に採用され、法律実務の修習課程である司法修習を受ける地位が与えられることから、司法修習生となる資格(任用資格)を付与する試験制度と考えられ、試験に合格することによって与えられる効果の面からも資格試験であると考えられる。

なお、司法試験においては、法曹となろうとする者に必要な学識、応用能力について判定がなされるのであるが、法曹資格の付与を最終目的とする一連の課程における第一段階の試験であることから、司法修習を終了することにより法曹資格を付与しても支障のない必要最低限度の学識、応用能力を備えていない者は合格させてはならないものであり、そ

の意味で、合否の判定について一応の基準のある試験制度と考えられる。

- 2 以上のような側面に着目すれば、司法試験は資格試験といい得るが、司法試験制度は、直接に法曹資格を付与するものではなく、法曹資格付与のための制度においては第一段階の役割を担う試験制度であり、法曹資格を得るためには、原則としてその後司法修習生に採用され、司法修習を終了しなければならないものとされていることから、以下のように、競争試験としての側面を持った採用試験としての性格をも有していると考えられる。

すなわち、司法試験に合格した者は、司法修習生に採用されることが予定されており、また、実際にも合格者のほとんどが司法修習生となっているところ、法曹資格を付与するために必要とされる現在の司法修習制度は、国費による実務修習を柱とした法曹三者それぞれの実務教育が必須のものとされ、しかもその終了者に法曹資格を付与するにふさわしい水準を維持すべきものであるから、司法研修所及び実務修習地において所要の水準の実務教育を提供できる司法修習生の数には自ずと限界がある。更に、司法修習生の採用数には、法曹に対する社会的要請の変化、国家財政事情等も反映されるのである。

このように、司法修習生の採用数には限度があるところから、司法試験において合格者を決定するための一要素として、採用可能な司法修習生の数に見合った合格者数が考慮されるため、司法試験は、多数の志望者の中で上記基準（司法修習を終了することによって法曹資格を付与しても支障のない必要最低限度の基準）以上の者が先に触れた諸要素を勘案して想定される合格者数を超えるのであれば、合格するためにはこのような合格者数のなかに入る必要が生じるという意味で競争試験としての側面を持った、一定数の者を選抜する採用試験としての性格をも有している。

(10/30) 有資格試験 = ex 運転免許 ⇒ 無制限枠必要。  
 競争試験 = ex 会社員試験 ⇒ 回数(年令)制限枠必要。

第五回國會議院 法務委員會會議錄 第十一号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事小玉 治行君

理事高木 松吉君 理事石川金次郎君

理事小野 孝君 理事梨木作次郎君

理事吉田 安君

理事 富三君 鍛冶 良作君

理事 昌三君 田嶋 好文君

理事 寛索君 松木 弘君

理事 眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

理事 上村 進君 大西 正男君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(調査意見第一局) 岡咲 惣一君

長(法務廳事務官) 佐藤 藤佐君

法務行政長官 齋藤 三郎君

(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

法務廳事務官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

裁判所事務官 内藤 頼博君

裁判所事務官 宇田川潤四郎君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

四月二十五日

檢察廳法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇七号)

民法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第一一四号)

会社等臨時措置法等を廃止する政令

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一〇八号)(予)

公証人法等の一部を改正する法律案

第一類第五号 法務委員會會議錄

第十一号 昭和二十四年四月二十六日

(内閣提出第一一五号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出第九四号)(予)

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日の議題に入ります前に、昨日付託になりました法案を御報告いたしておきます。檢察廳法の一部を改正する法律案、民法の一部を改正する法律案の二件と、予備審査のため、会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案及び公証人法等の一部を

改正する法律案でございます。都合本委員会に現在付託されております議案は十六件でありますので、昨日付託になりました四件のうち、会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案は急ぎますので、これは本日の議事にし、その他の三件は、しばらく提案理由の説明を聞くことを延ばすことにいたします。

本日はまず昨日いまだ提案理由の説明を聞いておりませんでした刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案及び会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案について提案理由の説明を求め、続いて本日の日程を議題としたし、質疑に入り、質疑の終了したものがあれば採決に入りたいと存じます。まずこれより順次提案理由の説明を求めます。

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ二 懲役又ハ禁錮ニ付キ其執行ヲ猶豫スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ遵守スヘキ事項ヲ定メテ其猶豫ノ期間内本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得

第二十六條第二項中「處セラレタ

ルトキ」の下に「又ハ保護観察ニ付セラレタル者遵守スヘキ事項ヲ遵守セ

ス其情狀重キトキ」を加える。

第二十九條第一項第四号を次のように改める。

四 假出獄中遵守スヘキ事項ヲ遵守セザリシトキ

附則

1 この法律は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。

2 第二十五條ノ二の規定は、この法律施行前に罪を犯した者については、適用しない。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家庭裁判所の裁判官」を加える。

第二十四條第二項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官」に改める。

第三十一條第二項中「簡易裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

第四十三條第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十條第一項但書、第二百二十五條第一項から第三項まで、第二百六十三條第一項から

第三項まで、第三百四十九條第一項、第三百七十二條、第三百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に改める。

第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「勾留の期間を更新し、」を加える。

第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。

第三百三十三條に次の一項を加える。

保護観察に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならぬ。

第三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の四項を加える。

前項の請求が刑の執行猶予の期間中遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする場合には、裁判所は、公開の法廷で、事象の取調をし、且つ、檢察官及び被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならぬ。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出席

第三項まで、第三百四十九條第一項、第三百七十二條、第三百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に改める。

第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「勾留の期間を更新し、」を加える。

第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。

第三百三十三條に次の一項を加える。

保護観察に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならぬ。



ば、上村委員の御心配になるような点は、將來は絶対に起り得ないだろう、さういふふうに考えておられます。

○上村委員 趣旨はよくわかりました。趣旨はわかりましたが、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、憲法というものを教えただけでは、これはどうもあなたに説明して、経済学はやはりわからぬのです。今日われわれにほんとうに必要なのは、社会生活としておる以上社会学だと思つて、この原則もこの科目ではよくわからぬのです。ですからそれは出てから勉強すればいいじゃないかと言へば、それはそれでいいけれども、やはりわれわれも経験しておりますが、試験を通じてしまえばあとは勉強しない。ですからやはり試験をするときに勉強するようになり、勉強する。それが基礎になつてだん／＼勉強するので、この試験科目では、御説明の趣旨はわかりませんが、経済学の理論は出て来ない。社会学の理論もいかにせん、今あると、さういふふうに考えますが、今の御答弁はせつかくでありませぬ、それだけでは納得できませんので、やはり試験をする以上は、経済学、社会学というふうなものは、司法官になるには必ずいふふうには、本試験の中に入れた方がいいのではないかと考へておられます。

試験について何か人間的な、社会的な、さういふ科目でもあればいいのですが、必須科目とまつたく重複してゐるのです。筆記試験をやつたことをまた口述試験でやる。この点で何か調節できると思つて、私も試験では苦勞して、よく知つておりますが、ただ高等試験で知識だけを試験して、人格の試験というものは実際できないのです。この人間がどんな特性を持つておるか、どういふ度胸を持つておるかといふことは、この筆記試験と口述試験と二度通つても、やはり法律の試験しかできない。この知識だけが人材でもない、人物でもないのではありませんか、これらの点について何か適當な方法を講ずるといふお考えはないでしようか、それをお伺いしたいと思います。

○岡咲政府委員 試験科目の経済学を飛ばないと、経済学の根本的な理論といふものを学生はな／＼理解しないだらう、のみならず、よき法律家になるためには、経済学の基本理念といふものについても、法律と同様によく通じるべきであるといふような御意見は、一應ごもつとも考へるのであります。重ねて申し上げて恐縮でございますが、経済学あるいは政治学、心理学、教育学、歴史学といつたようなものは、一般教養科目の中に掲げられておりました、その点につきましても、第一次試験において一應テストされるという建前をとつておられますので、この上さらに法律の専門家となるための特別な経済的理論を試験に課さなければならぬといふようには、むしろ考へませんで、あるいはこの点は、結局において上村委員と見解を異にしたと言わなければならぬかも知れません。

れませんが、試験科目の中には採用いたさなかつた次第でございます。それから、なるほど経済学そのものの基本的理論といふものは、直接の試験はないかと考へるのでありますけれども、あるいは憲法、民法、刑法、商法といふふうな学科は、必ず経済学あるいは社会といふものに対する、相當高度の理解がなければ、この試験に通ることはできないだらう、私はさういふふうに考へますので、二應試験の科目はここに書いてありますような、純粹な法律学に限定いたしてもさしつかえないのではないかと考へた次第でございます。

○その次にこの口述試験は、大体筆記試験と重複いたすような関係でございますが、筆記試験によるテストだけでは、やはり不十分な点がございまして、口述試験を加えた次第でございます。また受験生の方からいたしますと、筆記試験に必ずしも十分の成績を収め得なくても、また口述の機会があらましても、さらに不十分な点を補つて、完全なものにいたすことのできるわけでございますから、重ねた方が、試験の適正、正確をはかる上において好ましいのではないかと考へた次第であります。

ます。その人物が將來司法官として適當でないかどうかといふような点につきましては、最高裁判所が研修所に研修生として採用せられるときの試験において、十分テストなさるであらうと思ひますから、その採用試験と、二年間の研修期間といふものによりまして、理想的な司法官、あるいは弁護士たるべき素質をそこで練磨して、完全なものに教育していただくという方向が正しいのではないかと、この試験におきまして人物試験といふようなものを行ふことは、むしろ好ましくないのではないかと、さういふ考へる次第であります。

○鍛冶委員 試験の事務取扱について、法務廳と最高裁判所と意見が違いますが、私はそれについて、根本的にわれ／＼の考へなければならぬ問題があると思ひます。一体この司法試験といふものは、今上村委員が言われた通り、法律家としての高等常識を備えておるかどうかといふことの試験が根本だと思ひます。してみれば、裁判官だけをつかさどつておる最高裁判所、その中の一つだけ、檢察官だけをつかさどつておる法務廳、いずれにいたしても私は不適當ではないかと思ひます。弁護士といふものがある。ことにわれ／＼は法曹一元の理論から言いますと、すべて一應弁護士にして、それから適當な者を裁判官なり檢察官なりに採用するのがよろしいと私は考へておる。またこの委員会において一昨年以來、その議論はもう私は結論に達しておつたと思ひます。さういふ考へてみますと、現在これを法務廳でやらなければならぬの、最高裁判所ですらなければならぬのといふことが、すでにわれ

れの考へと違ふように思つております。これについて法務廳の意見をあらためて承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 たいま御質問の御趣旨はまことにごもつとも存するものであります。將來裁判官となる者、また將來檢察官となる者、また將來弁護士となる者、それらの者が大部分でありまして、そのほかにも先ほど申し上げましたように、副檢察官となる資格も得られるのであります。さういふ法律専門家としての資格を得る試験でありますから、それを一裁判所、一法務廳で取扱うといふことは、いかにも大きすぎるような感じがいたすのであります。しからばどこでそれを管理するかといふことになりまして、どうしてこの資格試験に合格した者の大部分が將來の志望を持つておる裁判官、檢察官それから弁護士、さういふ三者の代表者が試験を管理するといふのが一番適當であらう、さういふ考へから私もこの案において、試験管理委員会といふものを組織しまして、この管理委員会が試験の行政をつかさどる。ただその試験の行政について、最高の責任者として行政のおせをするのはどこにしようかといふことについて、最高裁判所と法務廳との間に意見の食い違ひができたのであります。私もごもつともしては、かような行政についての責任を負うものは、どこまでも國務大臣が議會に対して責任を負うといふ仕組みの方が一番適當ではないか。いかに試験であつても、その試験が公正に行われるといふことは予想されましても、その試験は純然たる行政であります。その行政について何ら責任を負はない裁判所が、さうい

行政について最高の責任者となつて管理するといふことは適當でないのではありませんか。こういう考えを持つておられるのではありませんか。行政のおせわをするのは政府で、その試験は試験管理委員会、裁判所、法務廳及び弁護士会の代表者からなる試験管理委員会、試験を行う、こういう仕組みを考えたのであります。

○鍛冶委員 たいだいまの御説明でお待ちなれども、一應うなずかれらるのようですが、それと同時に考えなければならぬのは、管理委員会は三者でありましたが、司法修習をするところを最高裁判所に置かなければならぬという理由は成立ちましようか。この点に對する法務廳の御見解をお伺いした

○佐藤(藤)政府委員 司法試験に合格した者の中から、最高裁判所が適當な者を適當な人員だけ司法研修所に入所せしめまして、すなわち採用して、司法修習生として二年間の指導訓練を施す。おるのであります。この司法修習生の中には、お説のように將來裁判官または檢察官、または弁護士等となる志望の三者が、司法研修所の一堂に會して教育を受けるのであります。この司法研修所を、しからばどこでさうな行政を管理する方が適當かといふ問題は、先般憲法の改正に伴つてすべての制度が改革せられました当時、司法行政審議会というものができました。その審議会において相當論ぜられたのであります。司法研修所は裁判所の管理にすべきか、あるいは司法省の管理にすべきか、あるいは司法省の管理にすべきかといふようなことが非常に争われたのであります。このときも相當論が対立しておりました。

結局多数決によつて最高裁判所の管轄といふことに相なつたのであります。かような現状ではありますけれども、その研修所に入所しておられる者は、裁判官になる者に限らない。將來檢察官になる者も含まれており、また弁護士になる者も含まれておられるのであります。この三者を研修せしむるのに司法研修所という施設がありま

す。その機関はどこで管理するかといふことは、また別個に考えなければならぬ問題であると思つておられます。現在その三者を包括して研修所を管理する適當な機関が別にあるとせんので、今のところは最高裁判所にゆだねておるのであります。その研修所の管理を裁判所にゆだねておるから、それに関連する試験もゆだねる。あるいは試験を受けるのに学校教育を受けたい者でなければならぬからといつて、学校教育までも負わせる。そういうふうな関連性で、すべての行政をだんだん裁判所の管掌に移すといふことは、私は將來の裁判所の行き方としてあまり好ましくないのじやないか。裁判所はどこまでも司法権をつかさどる所として、なるべく純粹に司法部面に立つべきものであつて、その司法権を適正に行うために、必要な最小限度の行政がゆだねらるべきものである。その行政については、もちろん國會に對して責任はないのでありますから、あまりに行政事務の範囲を廣げるべきものではない。かような考えを持つておられますので、將來もし司法研修所をつかさどるのに、裁判所以外に適當な組織が考えられるならば、さうな組織にやはり研修所の管理もゆだねる方が適當ではないかといふような考えを持つて

ております。

○鍛冶委員 今日の議論と過去の議論といふものを聞いておられますと、現在研修所が裁判所にある。そうすると研修所でいふ／＼なことをやるから、その試験の管理は裁判所ですらうしい、やらせればいいじやないかといふ議論であります。ところがそれに対して重大な疑問を持つておる。一体研修所は裁判所に置くのが本則なのか。いいの

が、これをあなたの方に聞きたい。これは何べんも私よく申し上げたが、もつと言つてみると、法務廳において眞に法曹一元を実現しようとする熱意があるかといふことになつて來るのであります。われ／＼はほんとうに法曹一元を実現しようとするならば、司法修習生は修習を終えたら、ただ單なる法律家とすべきものであつて、修習を終えると同時に、これは裁判官、これは檢察官とするといふ色をつけて行くべきものではない。法律家としてこれを見るべきものである。そうして見るならば、だれも法律家のプールである弁護士会に入れておいて、一定の年限修習させた結果、これは裁判官に適當、これは檢察官に適當、そうするのでなかつたら、十年とか五年とかいう制限は私は無意味なものだと思つております。その見解からいたしまして、研修所を裁判所に置くことは私は不條理だと思ひますが、これに對する法務廳の御見解を承りたい。これは去年からもうすでにここで決定して、鈴木法務總裁はこれに向つてどこまでもやるという言葉を與えておられるのですが、今日實現しておられなくて、そうしてこの枝葉の試験の問題で争つておることは、まことに私は不可解だと思ひます

から、まず私は法務廳のこれに對する御見解を承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 現在の裁判所法並びに今度の國會に提出せらるべき弁護士法の改正等は、いずれも法曹一元を目ざしておるものと私もは考へておるのであります。法務廳といたしまして、もちろん法曹一元を目ざしておる。その現われとして、ここに司法修習生という制度を設けたのであります。將來裁判官、檢察官、弁護士になる者が一堂に會して研修し、二年間の研修を終えてからのちに、それ／＼の希望の分野に進んで行く、こういう組織にいたしましたのであります。お説のように二年間の修習を終えた者が、ただちに檢察官、あるいは判事補とならないで、全部一定の期間弁護士となり、法律を研究し、また識見を高め、その上で檢察官なりあるいは裁判官になるような制度を考へたらどうかといふ仰せであります。私はさうなお説に對してはまつたく賛同を表明してはまします。法務廳全体の意見としてはまだままつておりませんが、れども、前鈴木法務總裁の時代にも國會において申し述べましたように、さうな裁判官となる資格について、また制度についてさらに検討して、新しい裁判官または檢察官の資格を定め、新しい制度を打立てるために、法務廳並びに最高裁判所、檢察廳、弁護士会の代表者等が寄り集まりまして、ここに新しい司法制度を樹立すべく研究をしようといふことを、鈴木總裁がお約束なされたのであります。その後最高裁判所が主宰になりまして、法務總裁、檢察總長、それから弁護士会の代表者等が寄り／＼集まりまして、たび

たび懇談をいたしておるのであります。が、まだその新しい制度について具體案ができておらないので、ここに申し上げる程度には進んでおりませんが、みんなの考へ方が新憲法に伴つてこの新しい裁判所法、檢察廳法が施行されておるけれども、さらにこの実績にかんがみて、裁判官、檢察官の資格を定めると同時に、新しい司法制度を考へようじやないかといふ氣持には一致いたしておるのであります。いづれ何らかの具體的な成案が出ることを期待いたしておる次第でございます。

○鍛冶委員 法務廳の御見解としてはその程度でやむを得ないかもしれませんが、これはいい機会ですから、裁判所からもおいでになつておりますから伺いたいが、先ほどの私の質問は聞きの通りと思ひます。これに對する裁判所の御見解をお願いしたいと思います。もう一ぺん要約は申しますと、法曹一元といふことに御賛成なのかどうか、その前提として、司法研修所が裁判所にあるのは適當とお考えになつておるか、それとも何かやううとお考えになるか、その点伺いたしたいと思います。

○内藤説明員 鍛冶委員の御質問に對してお答えを申し上げます。最高裁判所といたしましては、裁判官、檢察官、弁護士たる人を養成するための修習は、これはやはり最も基礎になるものは弁護士たる資格という点におかれておると存じます。従いましてその研修機関は弁護士会、いわば日本弁護士連合会といふようなところでその研修を主管されることが最も好ましいことと存じます。しかしながら現在まだ弁護

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)  
午後二時二十五分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事小玉 治行君

理事高木 松吉君 理事石川金次郎君

理事小野 孝君 理事梨木作次郎君

理事吉田 安君

押谷 富三君 鍛冶 良作君

佐瀬 昌三君 田嶋 好文君

牧野 寛索君 松木 弘君

眞鍋 勝君 武藤 嘉一君

上村 進君 大西 正男君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(調査意見第一局長) 法務廳事務官 岡咲 恕一君

法務行政長官 佐藤 藤佐君

(少年矯正局長) 法務廳事務官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

裁判所事務官 内藤 頼博君

裁判所事務官 宇田川潤四郎君

専門員 村 教三君

専門員 小木 貞一君

○押谷委員 裁判所側の大体の御意見を承つたのでありますが、法務廳の考え方と最高裁判所の方面の考え方とが、さように大きな食い違いがありまして、この管轄については共に希望しておられるが、見解は全然正反對の答えが出ておるのであります。修習生を研修所に入れ、その研修所は最高裁判所がこれを所管していらつしやることは間違いないのであります。また司法試験に合格した人は、希望すれば司法修習生として研修所に入り得る資格があり、國家もまたでき得る限りこれを收容しなければならぬ。そうすると、その收容の能力であるとかいろいろな関係から、人員等も、研修所の方面、言いかえればそれを管理する最高裁判所の方面においても一つの希望を持ち、將來これに対する管理もせられるわけでありますが、それを試験する方は法務廳であり、合格者に向つての修習関係は最高裁判所であるとするならば、この二つの連絡は一体どういうような方法でおとりになるのか。この關係をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡咲政府委員 試験の管理につきましては先ほども申し上げましたように、司法試験管理委員会というものが設けられることになつております。しかもこの管理委員会は最高裁判所の事務総長、それから弁護士を代表する者、法務廳の官房長、この三人によつて構成されるという関係になつておりますので、たとえて申しますと、來年度は司法修習生として裁判所側では百人の人が必要である、法務廳といたしましては檢事として八十人が必要であるということになりますと、おそらく管理委員会にその希望を申し述べられるだろうと考へます。そうして管理委員会におきましてその数を調整いたしますと同時に、各年度にわたります試験の採用の基準があまりに動くということとは、試験の公正あるいは永久性から考へまして問題でございましょうから、その具体的な人事の方の要求を一方においては勘考しつつ、なお試験の一定のスタンダードというものを確立する見地から、管理委員会はやはり適当に試験を管理して、適当に試験の合格者を定めるといふことになるのであります。

### ○鍛冶委員

試験の事務取扱いにつ

て、法務廳と最高裁判所と意見が違

いますが、私はそれについて、根本的に

われ／＼の考えなければならぬ問題が

あると思います。一体この司法試験と

いうものは、今上村委員が言われた通

り、法律家としての高等常識を備えて

おるかどうかということの試験が根本

だと思えます。してみれば、裁判官だ

けをつかさどつておる最高裁判所、そ

の中の一つだけ、檢察官だけをつかさ

どつておる法務廳、いづれにいたして

も私は不適當ではないかと思ふ。弁護

士というものがある。ことにわれ／＼

は法曹一元の理論から言いますと、す

べて一應弁護士にして、それから適當

な者を裁判官なり檢察官なりに採用す

るのがよろしいと私は考へておる。ま

たこの委員会において一昨年以來、そ

の議論はもう私は結論に達しておつた

と思ふのです。さように考へてみます

と、現在これを法務廳でやらなければ

ならぬの、最高裁判所でやらなければ

ならぬのということが、すでにわれわ

れの考へと違ふように思ふのでありま

す。これについて法務廳の意見をあら

ためて承りたいと思ひます。

### ○佐藤(藤)政府委員

ただいま御質問

の御趣旨はまことにごもつとも存ず

るのであります。將來裁判官となる

者、また將來檢察官となる者、また將

來弁護士となる者、それらの者が大部

分でありまして、そのほかにも先ほど

申し上げましたように、副檢察事となる

資格も得られるのであります。そう

いう法律専門家としての資格を得る試

験でありますから、それを一裁判所、

一法務廳で取扱うということは、いか

にも大きすぎるような感じがいたすの

であります。しからばどこでそれを管

理するかということになりますと、ど

うしてもこの資格試験に合格した者の

大部分が將來の志望を持つておる裁判

官、檢察官それから弁護士、そういう

三者の代表者が試験を管理するとい

うのが一番適當であろう、こういう考へ

から私どもはこの案において、試験管

理委員会というものを組織しまして、

この管理委員会で試験の行政をつかさ

どる。ただその試験の行政について、

最高の責任者として行政のおせわをす

るのはどこにしようかということにつ

いて、最高裁判所と法務廳との間に意

見の食い違いができたのであります。

私どもとしましては、かような行政に

ついでに責任を負うものは、どこまで

も國務大臣が議會に対して責任を負う

という仕組みの方が一番適當ではない

か。いかに試験であつても、その試験

が公正に行われるということは予想さ

れますけれども、その試験は純然たる

行政であります。その行政について何

ら責任を負わない裁判所が、そういう

行政について最高の責任者となつて管

理するということは適當でないのでは

ないか。こういう考へを持つておるの

であります。行政のおせわをするのは

政府で、その試験は試験管理委員会、

裁判所、法務廳及び弁護士会の代表者

からなる試験管理委員会で試験を行

う、こういう仕組みを考へたのであり

ます。

○花村委員長 そうすると試験の管理というものは、要するに試験を行うに必要なる事務的行爲ということになるかと思ひますが、試験そのもの、あるいは試験の課題が誤つておつたとか、この法律に規定してあらざる試験科目にわたつたとか、試験の採点について不当があつたとか、そういう試験そのものについての責任も、やはり内閣が最終的には負うということになるのですか。

○岡咲政府委員 司法試験そのものは、この法案の十五條にございますように、試験管理委員会の推薦に基きまして、法務総裁が司法試験考査委員を任命いたしましたので、その司法試験考査委員が司法試験のことは行うわけでありまして、ただいまお尋ねのような試験問題、あるいは法律で定めているわく外の試験問題を出したといつたような問題、あるいはその試験の採点につきまして、不公正な取扱ひがあつたといふことにつきましては、司法試験考査委員がまず責任を負うわけでございますが、この委員の任命は法務総裁がいたすのでございますし、実際は試

験の公正のために、考査委員が独立して自己の良心に従つて正しく試験を実施せられるわけでございますが、その結果において、もし不当なことがありますならば、やはり建前といたしましては、最終の責任者として法務総裁がその責めに任じなければならぬであらうと考へております。

○花村委員長 そうすると法務総裁がその責めに任ずるのは、そういう不当な考査委員を選んだという選任の責任になるわけですか。あるいは試験そのものについての責任もあわせて負うというのですか。試験そのものについては考査委員が責任を負うということ、その考査委員の選考については法務総裁が責任を負う。こういう二段の責任になるのであるか。あるいは試験そのものについても、あるいは選考の当、不当についても一切の責任を法務総裁が負うというのですか。

○岡咲政府委員 法制の建前といたしましては、試験考査委員というものは、裁判官のごとく独立してその事務を行うのだというふうな建前になつておりませんが、実際は独立して事務を行うと考へまするので、第一次の責任

は、不当な試験をいたしました考査委員が負うのでございますが、その不当な考査委員の試験執行自体については、やはり法務総裁は終局の責任者として、責任を負わなければならぬのではないかと考へます。

○花村委員長　それは試験が受からなかつたら入れないでしよう。受かつた者の中から入れるのでしようから、受かつたことが前提です。ことに今岡咲政府委員の説明によれば、最高裁判所で罷免権も持つており、また入所に対する拒否権も持つておるようにながわれるのですが、そういうことになれば、法務廳の方で試験に合格して採用した者を、最高裁判所の方で入所を拒み得るといふような關係にありますか。ゆえに、これは常識上から言つてはあり得ないが、りくつの上から言へば入れないでもいい。こういうことにもなりましようから、これは最も深い關係がある。しかも法務廳において、たとえば五百人の合格者を出したという場合において、二百人しか收容ができませんという場合には、もちろん拒むこともできましようし、收容できなくなるといふような観点から見ると、これはやはり別個の機關によつて扱わしむることが便宜であるかどうか。あるいは同一人にやらせる方が便利であるかどうかであるか、そういう便宜上の見地に立つて考へてみた場合に、どうお考へになりますか。

○岡咲政府委員　その点につきましては先ほども御答弁申し上げたと存じますが、試験管理委員会が試験の事務を管理いたしますので、しかもその試験管理委員会は法務總裁官房長と、最高裁判所事務總長、それから弁護士会の推薦された弁護士、この三人によつて委員会を構成いたすのでありまして、一方においては試験の基準を嚴守しつつも、司法研修所における收容能力、あるいは裁判所、あるいは法務廳における要員を勘考いたしまして、合格者の範圍を決定いたされるであらうと考へますので、實際の運用上において、委員長の御指摘のようにはなはだ食い違つたことが生ずることはないのではなからうか、かように考へております。

1 司法試験法第八条は、以下の二点から合否判定の手続について規定したものと考えられる。

(1) 司法試験考査委員が行政組織として制度化されたものではなく、試験ごとに任命される個人としてしか捉えられないため、合格者を定めるに当たっては、その合議によって定めることを規定している。

(2) 司法試験受験者の合格、不合格に関する行政処分は、司法試験に関する事項を管理する行政機関たる司法試験管理委員会が行うが、その前提となる内部的な合格者の決定は、司法試験考査委員の合議によって定めることを規定している。

2 他の国家試験における試験の実施（国家試験比較表参照）

他の国家試験についてみると、国家行政組織法上の国の行政機関とされる各省の大臣又は行政委員会が実施するものと、各省の内部組織として設けられる試験制度実施機関たる審査会等が実施するものがあり、いずれも試験制度の実施主体が合格、不合格の処分を行うものとされている。

これらの国家試験のうちには、法律上試験の出題、採点を行う試験委員が設けられているものもあるが、いずれも試験制度実施機関たる各省大臣又は審査会等の下に置かれることとされている。

3 司法試験制度の構造

(1) 司法試験管理委員会は、独立した行政委員会として、司法試験の制度を実施、運用する主体である。

すなわち、司法試験管理委員会は、司法試験に関して以下の事項を行っていることから、その制度の実施主体と考えられるのである。（司法試験実施過程参照）

① 司法試験法第4条第1項第4号によって司法試験管理委員会規則で第一次試験が免除される者の範囲を定めるものとされており、第一次試験の免除資格の認定を行う主体である。

② 合格証書の授与、合格者への通知、合格者名の官報公告は、司法試験管理委員長名でなされていることから明らかなように、司法試験の合格、不合格に関する行政処分の主体である。

③ 司法試験の合格、不合格に関する行政処分を行う主体であることから、また不正受験者に対して合格の取消等の処分を行う主体でもある。

以上によるならば、司法試験法第12条において、司法試験管理委員会が司法試験に関する事項を管理するものとされているのは、司法試験管理委員会が司法試験制度の実施主体として、試験の実施に関わる事項について権限を有するという趣旨に理解されるべきである。

- (2) 司法試験考査委員は、試験ごとに任命される専門職として、技術的、専門的、並びに中立的立場から、司法試験において出題、採点を行う者である。

司法試験法第15条において、司法試験は司法試験考査委員が行うと規定しているのは、司法試験は、法務省の所轄のもとで行政事務として行われるが、法曹資格に関する試験制度であって、高度な学識、能力を判定するものであり、また法務省が監督権を有しない職務をも含んだ資格に関する試験であるから、中立的、専門的な立場から行われるべきものであるため、その出題、採点は、独立した司法試験考査委員が行うべきことを定めたものである。

また、司法試験法第8条において、司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議により定めると規定しているのも、上記のような司法試験の特殊性にかんがみて、司法試験管理委員会が合格、不合格に関する行政処分を行うについては、独立した、中立的、専門的な立場に立つ司法試験考査委員の判断に従って、これを行うべきことを定めたものである。

以上によるならば、司法試験法第15条及び第8条の規定があるにしても、司法試験考査委員は、司法試験制度の実施主体とは考えられず、むしろ具体的な試験における出題、採点を行う立場にあるものと考えられるのである。

① 司法試験第二次試験の実施過程

11/14  
修正版

実施過程	主 体	根 拠 等
第二次試験の期日, 場所, 受験手続に関する公告 3/6頃	司法試験管理委員長	司法試験法第7条 司法試験管理委員長名で官報に公告している。
出願の受付 3/20~3/25	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第三項 受験願書等は, 司法試験管理委員長に提出することとされている。
第一次試験免除資格の認定 //	司法試験管理委員会	司法試験法第4条 第一次試験免除者の範囲に関して司法試験管理委員会規則を制定している。 資格証明書類を司法試験管理委員長に提出する。 <small>1④は, 規則に委任。</small>
筆記試験免除資格の認定 //	司法試験管理委員会	司法試験法第6条第6項 免除資格を有する旨を記入した受験願書を司法試験管理委員長に提出し, 司法試験委員会がその資格の有無を確認する。
試験問題の出題	▲司法試験考査委員	司法試験法第15条
試験の実施 (受験者の監督等)	司法試験管理委員会 (▲司法試験考査委員)	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第四項 筆記試験に関しては, 司法試験管理委員会の庶務を担当する職員が問題配付, 答案の回収, 試験の監督を行う。 口述試験に関しては, 司法試験考査委員が受験者と面接して試験を行う。
不正受験者に対する措置	司法試験管理委員長	司法試験法第10条 司法試験管理委員会規則に違反した場合の制裁であり, また合否に関する行政処分 <sup>(13117)</sup> の主体が司法試験管理委員長である以上, 合格処分の取消をする権限も司法試験管理委員長にあると考えられる。(13117)
試験答案の採点	▲司法試験考査委員	司法試験法第15条
合格者の内部決定	▲司法試験考査委員	司法試験法第8条 司法試験考査委員の合議により定める。
合格決定の通知	司法試験管理委員長	司法試験管理委員長名で通知する。
合格者氏名の公告	司法試験管理委員長	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第四項(五) 司法試験管理委員長名で官報に公告している。
合格証書の授与	司法試験管理委員長	司法試験法第9条 合格証書は, 司法試験管理委員長名で授与される。

第一次試験と第二次試験とは, 別の司法試験考査委員が任命され, それぞれに出題, 採点及び合格者の内部決定を行う。そのため, 合格者の内部決定は, 当該試験の考査委員によってなされ, 他の試験の考査委員が関与することはない。

第三章 司法修習生

第六十六条 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

司法試験法 (昭和二十四年法律第四百十号)

(目的)

第一条 ① 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

② 裁判所法(昭和二十二年法律五十九号)第六十六条の試験は、この法律により行う。

(司法試験の種類)

第二条 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

(第一次試験)

第三条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学卒業程度において一般教養科目について短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

(第一次試験の免除)

第四条 ① 次の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

一 学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終った者

二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験(以下高等試験と略称する。)予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会規則の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

② 第一次試験に合格した者に対しては、その後第

一次試験を免除する。

(第二次試験)

第五条 ① 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによって、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

② 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四条の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目等)

第六条 ① 短答式による試験は、次の三科目について行う。

- 一 憲法
二 民法
三 刑法

② 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の七科目について行う。

- 一 憲法
二 民法
三 商法
四 刑法
五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

- 民事訴訟法
刑事訴訟法

六 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目。ただし、民事訴訟法及び刑事訴訟法は、前号において選択しなかった場合に限り、選択することができる。

- 民事訴訟法
刑事訴訟法
行政法
破産法
労働法
国際公法
国際私法
刑事政策
七 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

政治学
経済原論
財政学
会计学
心理学
経済政策
社会政策

③ 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、その者が論文式による試験において受験した七科目について行う。

④ 司法試験管理委員会は、試験科目中相当と認められるものについて、司法試験管理委員会規則で、その範囲を定めることができる。

⑤ 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

⑥ 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。



一 司法試験管理委員会の会議

- (一) 会議は、委員の要求に基づき、委員長が招集する。
- (二) 会議は、委員全員の出席がなければ開くことができない。
- (三) 議事は、多数決による。

二 司法試験考査委員会

- (一) 司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)をもって司法試験考査委員会を組織する。
- (二) 司法試験考査委員会議は、司法試験管理委員会の委員長が招集する。
- (三) 司法試験考査委員会議に、議長を置き、考査委員の互選によってこれを定める。
- (四) 議長は、司法試験考査委員会議の議事を主宰する。議長に事故があるときは、その都度考査委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。
- (五) 司法試験考査委員会議は、考査委員の三分の一以上の出席がなければ、開くことができない。議事は、出席した考査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (六) 司法試験管理委員会の委員は、司法試験考査委員会議に出席して意見を述べることができ、受験手続

三 受験手続

- (一) 司法試験を受けようとする者は、司法試験管理委員会の定める出願期間内に、次の書類等を司法試験管理委員会の委員長に提出しなければならない。

1 第一次試験又は第二次試験別の受験願書(司法試験管理委員会が交付する一連の出願用紙を用いること。)

2 第二次試験において、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第六条第六項の規定により、筆記試験の免除を申請しようとする者は、筆記試験免除申請書(1の出願用紙を用いること。)

3 第二次試験を受けようとする者で司法試験法第四条第一項各号に該当する者は、次の各号に掲げる第一次試験の免除に関する証明書(1) 司法試験法第四条第一項第一号に該当する者は、同号に定める一般教養科目の学習を終わったことを科目別及び単位別に証明する書類又は大学を卒業したことを証明する書類

(2) 同条同項第二号に該当する者は、同号に掲げる学校を卒業し、又は修了したことを証明する書類

(3) 同条同項第三号に該当する者は、旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験予備試験に合格したことを証明する書類又は弁護士試験規則(明治二十六年司法省令第九号)による試験の受験を願したこととを証明する書類若しくは大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件第二条の規定に基づき文部大臣が指定した学校を卒業したことを証明する書類

司法試験管理委員会の会議

- 則(昭和五十年司法試験管理委員会規則第一号)に定める学校若しくは課程を卒業し、若しくは修了したこと、同規則に定める時期において同規則に定める学校の最終学年にであったこと又は同規則に定める大学の専攻科若しくは大学院に入学することを認められたことを証明する書類

4 第二次試験を受けようとする者で旧高等試験令による高等試験の行政科試験に合格した者(昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。)は、その試験に合格したことを証明する書類

5 出願前六月内に帽子をつけずに撮影した上半身の写真(1の出願用紙の所定の箇所にはりつけること。)

6 受験手数料に相当する金額の収入印紙(1の出願用紙の所定の箇所にはりつけること。)

7 受領先を明記し四十円の郵便切手をはりつけた受験票用紙一枚

(一) 出願用紙は、請求により、司法試験管理委員会が交付する。郵便によって出願用紙の送付を受けようとする者は、その送付を受ける先を明記して、六十円の郵便切手をはりつけた送付用封筒を添えて、交付を請求しなければならない。

(二) 受験願書を受領したときは、受験票を交付する。受験票の交付は、出願期間を経過した後、郵送によって行なう。

(四) 受験願書及び添付書類は返還しない。ただし、添付した卒業証書、修了証書及び合格証書は返還する。

四 試験の運営

(一) 第一次試験においては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学卒業程度において一般教養科目の各系列(人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係)に広くわたって、短答式(択一式を含む。)及び論文式による試験問題を課するものとし、外国語については、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者に選択させ、当該外国語について試験を行なう。

(二) 第二次試験の論文式による試験及び口述試験においては、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法その他司法試験管理委員会が必要と認める科目についての試験は、受験者に法文を示して行なう。

(三) 受験者は、一の科目について、試験を開始する時刻までに司法試験場内の試験室に出頭せず、又は当該考査委員若しくは当該職員の承認を受けないで当該試験室から退出したときは、当該科目についての試験及びその余の科目についての試験を受けることができない。

(四) 受験者は、司法試験管理委員会の告示及び当該職員の指示を守らなければならない。

(五) 第一次試験の合格者及び第二次試験の合格者の氏名は、官報で公告する。第二次試験の短答式及び論文式による試験の合格者についても同様とする。

◇司法試験法第四條第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則（昭和五十年司法試験管理委員会規則第一号）

次の各号の一に該当する者は、司法試験法第四條第一項第一号から第三号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

- 一 満州国立建国大学前期を修了し、又は同大学後期を卒業した者
- 二 満州国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者
- 三 満州国立新京法政大学学部又は同大学特修科を卒業した者
- 四 陸軍經理学校令（昭和十年勅令第三百二十五号）による陸軍經理学校本科を卒業した者
- 五 陸軍士官学校令（大正九年勅令第二百三十六号）による陸軍士官学校本科、陸軍士官学校令（昭和十二年勅令第一百十号）による陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校令（昭和十三年勅令第七百四十五号）による陸軍航空士官学校を卒業した者（陸軍中央幼年学校条例（明治三十六年勅令第八号）による陸軍中央幼年学校本科、陸軍士官学校令（大正九年勅令第二百三十六号）による陸軍士官学校予科又は陸軍予科士官学校令（昭和十二年勅令第一百十一号）による陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。）
- 六 昭和二十年八月十五日において陸軍經理学校本科、陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校の最終学年にあった者（陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校の最終学年にあった者については、陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。）
- 七 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- 八 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校を卒業した者
- 九 農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を卒業した者を含む。）
- 十 運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海上保安大学校を卒業した者
- 十一 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者を含む。）
- 十二 運輸省組織令による気象大学校の大学部を卒業した者
- 十三 前各号に掲げる者のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に入学することを認められた者

◇司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則（昭和三十六年司法試験管理委員会規則第二号）

司法試験第二試験の試験科目中次の各号に掲げるものについては当該各号に定める部分を除いた部分を当該試験科目の範囲とする。

- 一 商 法 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編第十章保険及び第四編海商に関する部分
- 二 民事訴訟法 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五編ノ三判決ノ確定及び執行停止、第六編仮差押及び仮処分、第七編公示催告手続及び第八編仲裁手続に関する部分

(72?) 花押6

「そうか。」

平成5年度の司法試験から初回受験の把握を開始した場合であっても、以下のように、次期通常国会において、司法試験法の一部改正法が成立する必要がある。

(1) 受験者に対する周知期間

今回の改革は戦後最大ともみられる制度改革であり、近々に受験しようとしている者ばかりでなく、近い将来受験を考えている者も大きな関心を持っており、受験計画を立てる上でもできる限り早期に法案が成立公布されることが望ましい。具体的には、平成4年度の司法試験が実施されるまでに、改正法が成立していないと、受験者は、初回受験のカウントが開始される平成5年度の司法試験において、格別の猶予期間なしに、直ちに受験するかどうかの決断を迫られることになり、また、平成8年度から合格枠制が実施されることを知らずに、平成4年度の司法試験の受験を見送った者にとっては、初回受験の把握がなされない最後の受験の機会を結果的に失ってしまうことにもなる。

「そのような場合としては、例えば、就職あるいは大学院への進学と司法試験の受験との選択に悩んでいる者、一旦就職して受験を続けようと考えている者等で、平成4年度には、大きな事情もなく、将来の受験に期して、とりあえず受験を差し控えたが、仮に改正法が成立していれば、初回受験の最後の受験の機会となる平成4年度に受験をしていたと考えられる場合などがある。」

(2) 合格枠制のための初回受験の把握の準備行為

初回受験の把握を正確に行うためには、受験者を特定するために出願に際して提出する書類を追加し、受験者の受験歴に関するデータの保存を開始し、初回受験の特定のために、何をもって受験とみなすかを明確にしておく必要がある。

これらの事項のうち、出願書類の追加及び受験行為の明確化については、改正法成立後、受験歴の把握のために必要な細則的な事項として、司法試験管理委員会規則において、その定めを設けることになる。

また、初回受験の把握を正確に行うため、出願書類として、これまで提出を求めていなかった住民票の提出を求めることになるが、住民票は、住民基本台帳法によって、本人、親族、公務所など以外の者が、その写しの交付を受けるためには、請求事由を明らかにする必要がある、また事務の取扱者には守秘義務が課せられているように、本人の秘密にわたる事項をも含むものであるから、提出を求める場合にも、その必要性がな

① 10条12項の適用・理由は直接不要

10条12項適用あり

② 事務は断念。住民票も提出を求めず。③ 将来不承。合格者から事務所宛の住民票を正確に提供すればいい。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。

住民票を提出しない理由。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。

住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。住民票の提出を求めず。

10条12項の適用

ればならないものと考えられる。

ところで、初回受験の把握を正確に行うためには、各年の全ての受験者について、前年以前の受験の有無を把握する必要があるところ、平成5年から初回受験の把握を開始したのでは、その方法に問題がある場合には、把握開始の初年度において、正確なデータを保有できないことになる。そこで、平成4年において、試しに各受験者の特定に関する事項をデータとして保有し、平成5年の受験者を平成4年の受験者に関するデータと照合し、その同一性が正確に把握できるかどうかを検証しておく必要がある。

そのため、平成4年の司法試験から、司法試験管理委員会規則を制定し、改正して、上記の出願書類の追加及び受験行為の明確化を行う必要がある。

→  
この本籍の証明を求めなければならない。

法施94年5.1.1~

2004年、法務省は改正法(法施94)のため  
94年11月(山.1/30)

1 非法律科目の廃止に関する改正の施行時期

非法律選択科目の廃止については、法改正後直ちに、平成4年から実施する必要がある。

2 合格枠制の実施に関する改正の施行時期

今回の司法試験制度改革については、平成4年を新制度がスタートする年として位置付け、同年から合格枠制の実施にともなう所要の措置を講じていく必要がある。

(1) 司法試験管理委員会規則の制定

合格枠制に関する司法試験管理委員会規則は、法律の授権に基づいて制定されるため、法律が施行され、効力を生じていなければ、これを制定することができない。

ところで、合格枠制については、司法試験管理委員会規則において、制度の具体的な内容を規定することになるため、受験者に対して、予め同規則で定める制度内容を周知させる必要がある。

合格枠制の実施について受験者に周知をはかるのは、合格枠制による合否判定を行うことを予告する必要性のみならず、合格枠制による合否判定の基準となる受験期間を算定する時期、すなわち初回受験の把握を開始する時期を事前に明らかにしておく必要があるためであるから、初回受験の把握が開始される以前には、すでに司法試験管理委員会規則が制定、公布されている必要がある。

そのため、初回受験の把握が開始される以前には、合格枠制に関する法改正の効力が生じていることが必要になる。

(2) 合格枠制の実施のための準備作業

合格枠制による合否判定を行うためには、各受験者について、初回受験から当該試験までの期間を把握することが必要になるため、新たに各受験者の初回受験の時期を把握できる体制を整え、以下のような作業を開始することが必要になる。

- ① 各受験者の初回受験の時期を把握することが開始されると、毎年の司法試験において、各受験者の過去の受験の有無を把握できるようにするため、受験者の受験歴の把握を開始すると同時に、出願に際して、受験者本人を特定するために必要な事項について、出願用紙への記入、必要書類の提出等を求めることになる。

① 本籍 | 改姓 | 性別 | 年齢 | 出身校

10/14  
この規則は(2)の  
由  
条件付で認められ  
るが、本稿では

これに平成4年の  
試験から実施され  
平成5年に本格実  
施される

(5) 2月に試験の  
日程表  
中の付録  
3月1日付  
↓  
平成4年の  
試験から

② 上記の出願に際して提出される書類に基づいて、各年の司法試験において各受験者の初回受験の時期を正確に把握できるように、受験者の受験歴に関するデータを保有、蓄積することになる。

③ 各受験者の初回受験の時期を把握することが開始されると、初回受験を把握するため、受験の有無を、出願時、試験場に入場時、問題配付時、答案提出時等、いずれの時点でとらえるかを定め、この定めに従って、試験場に来場する者の受験の有無を確定していくことが必要になる。

このような準備行為は、行政機関の内部において合格枠制の実施のための準備がなされるものではなく、受験者に対して、合格枠制の実施に向けて、受験者に対して、一定の行為を求め、その情報を保有し、一定の規律に従うことを求めるものである。

このように考えてくると、合格枠制の実施は、合格枠制による合否判定と、各受験者の初回受験から当該試験までの期間の把握等のために必要な、合格枠制の実施のための準備行為とが、一体として行われるものと考えられるのであり、そうすると、合格枠制を実施する時期は、合格枠制による合否判定の開始時期ととらえるよりも、これらの準備行為が開始された時期ととらえる方が、自然かつ明快であると考えられるのである。

ことには人権擁護委員協議会連合会を組織する。

(協議会の任務)

第十七條 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 二 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。
  - 三 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の發表をすること。
  - 四 人権擁護上必要がある場合に、關係機關に対し意見を述べること。
  - 五 その他他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 人権擁護委員協議会は、定期的には、又は必要に應じて、その業績を当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会に報告しなければならない。
- (連合会の任務)
- 第十八條 都道府縣人権擁護委員協議会連合会の任務は、左の通りとする。
- 一 人権擁護委員協議会の任務に關する連絡及び調整をすること。
  - 二 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。

究及び意見の發表をすること。

(委員の表彰)

第十九條 法務総裁は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会が、職務上特別な功勞があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

- 四 人権擁護上必要がある場合に、關係機關に対し意見を述べること。
  - 五 その他他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 都道府縣人権擁護委員協議会連合会は、定期的には、又は必要に應じて、その業績を法務総裁に報告しなければならない。
- (委員の表彰)
- 第十九條 法務総裁は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会が、職務上特別な功勞があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。
- 第二十條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、命令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 人権擁護委員令(昭和二十三年政令第六十八号)は、廃止する。
- 3 この法律施行の際、現に人権擁護委員令による人権擁護委員の職にある者は、この法律の規定により人権擁護委員を委嘱されたものとみなす。

から起算するものとする。

御名 御璽

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

司法試験法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年五月三十一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第四百十号(官報号外五七)

司法試験法

(目的)

- 第一條 司法試験は、裁判官、檢察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験とする。
- 2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條の試験は、この法律により行ふ。

第二條 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

(第一次試験)

第三條 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行ふ。

(第二次試験の免除)

- 第四條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。
- 一 学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者
  - 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
  - 三 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験(以下高等試験と略称する)予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者の外、司法

試験管理委員会の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

(第二次試験)

第五條 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び口述の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四條の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目)

第六條 筆記試験は、左の七科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法
- 六 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

民法  
刑法  
民事訴訟法  
刑事訴訟法

行政法

七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

民法  
行政法  
労働法  
破産法  
国際私法  
刑事政策

2 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行う。

3 筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験の施行)

第七條 司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八條 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める。

(合格証書)

第九條 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

第十條 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(受験手数料)

第十一條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(司法試験管理委員会)

第十二條 司法試験に関する事項を管理させるため、法務総裁の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

(委員)

第十三條 司法試験管理委員会は、委員二人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する。

3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

(委員長)

第十四條 委員長は、委員の互選に基き、法務総裁が任命する。

2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験審査委員)

第十五條 司法試験は、法務総裁が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験審査委員が行う。

2 司法試験審査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。

3 司法試験審査委員に対する報酬は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める。

(委員会の庶務)

第十六條 司法試験管理委員会の庶務は、法務総裁官房においてつかさどる。

(司法試験管理委員会規則)

第十七條 司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

2 司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、逐次施行する。

1110110
1111100
1111110
1111111
1111111
1111111

に改める。

(日本政府在外事務所設置法の一部改正)

第三条 日本政府在外事務所設置法

(昭和二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその給与」を削る。  
第二条の表を次のように改める。

名	称	位	置
在マニラ日本政	府在外事務所	ファイリピン	マニラ

第六条から第十二条まで及び別表を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本政府在外事務所増置令(昭和二十七年政令第三百六十一号)
- 二 在外公館増置令(昭和二十八年政令第三十六号)

- 外務大臣 岡崎 勝男
- 大蔵大臣 小笠原三九郎
- 内閣総理大臣 吉田 茂

司法試験法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年七月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第八十五号

司法試験法の一部を改正する法律

律

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号を次のように改める。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法
- 七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

行政法

破産法

労働法

国際私法

刑事政策

第六条第二項中「民法、」の下に「商法、」を加え、「五科目」を「六科目」に改める。

第十一条第一項中「二百円」を「五百円」に、「五百円」を「千円」に改める。

第十三条第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。

附則第四項中「第六条」を「第六條第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 憲法
- 二 刑法
- 三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

附 則  
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

- 法務大臣 犬養 健
- 内閣総理大臣 吉田 茂

少年法及び少年院法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年七月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第八十六号

少年法及び少年院法の一部を改正する法律

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(少年鑑別所送致の場合の仮収容)  
第十七条の二 家庭裁判所は、前条第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年を仮に最寄の少年院又は拘留監(監獄法(明治四十四年法律第二十八号)第一条第三項の規定により代用されるものを含まない)の特に区別した場所に収容することができる。但し、その期間は、収容したときから七十二時間を超えてはならない。  
2 前項の規定による収容の期間は、これを前条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期

法曹三者は、司法試験改革問題につき、かねてから協議を継続していたところ、本日、「合格者を200人程度増加させた上、合格者中200人程度については、初回受験から3年以内の者から合格させる」とする改革案（丙案）に関し、これにかかわる諸問題中基本的事項について要旨次のとおり合意した。

なお、法務省は、10月22日法制審議会に対し、司法試験制度改革に関し諮問を発することとしている。

#### 第1 法曹養成制度等改革協議会の設置

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために、法曹養成制度等改革協議会（仮称）を設置する。

#### 第2 司法試験の運用改善

法務省は、司法試験の運用について、三者協議会における論議を踏まえ、運用改善に向けての努力をする。

#### 第3 丙案の実施に関する検証等

1. 現在の合格者数は500人程度であるが、これを平成3年から600人程度に、平成5年から700人程度に増加させ、平成3年から同7年までの間に合格者の増加合計数が900人以上となることを目指とする。
2. 平成3年から平成7年までの5年間を検証期間とし、平成7年の検証時点で次のいずれにも該当する場合には、丙案による合否判定は行わない。
  - (1) 初回受験から3年以内の合格者が30%以上であるか、又は5年以内の合格者が60%以上であること。
  - (2) 上記の数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。
3. 検証の結果、平成8年に丙案を実施する場合には、平成8年以前の受験（新制度発足前のものは除く。）を考慮して行う。

#### 第4 見直し

平成7年から5年を経た後の平成12年の試験終了後に見直しを行い、その後の試験方法について協議する。

#### 第5 抜本的改革との関係

前記改革協議会において、抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、これを実施するための措置を直ちに採るものとする。

#### 第6 その他

司法試験管理委員会の運営について、必要な改善を図るとともに、同委員会の在り方について、改革協議会において協議する。

資料8

① 制限枠において定める合格者の割合を毎年細かく見直すことができない理由

1 司法試験の状況によって制限枠の割合を変更するためには、制限枠の割合を一定にして、相当な期間司法試験を実施し、その状況の変化について分析を行う必要がある。

すなわち、各年の司法試験の結果にはある程度のバラツキがあり、特定の年の結果から司法試験の実情が改善、悪化の傾向にあると結論することはできないため、司法試験の実情を分析するうえでは、制度上の条件を一定にしたうえ、数年のデータを蓄積することが必要になる。

また、司法試験の実情が改善、悪化の傾向にあると結論できても、その傾向が制限枠の割合を変更すべき要因に基づくものであるかどうかについては、新規受験者数、受験の断念・断念の傾向等、受験者の動向を分析する必要があり、これらの受験者の動向を的確に把握するためにも、制度上の条件を一定にしたうえ、数年のデータによる分析が必要になる。

ところで、毎年制限枠の割合を変更させた結果に基づいて、このような分析を行うことは、現れた司法試験の状況、受験者の動向の変化が、制限枠の割合の変更によるものであるか、傾向的な受験者の動向の変化によるものであるのかを的確に分析することをできなくするのである。

2 司法試験における合格者数は、例えば700人程度というように、その大枠が示されたとしても、各回の試験について、司法試験法第8条に基づき、司法試験考査委員が各受験者の合否判定を行うことで、その具体的な人数が決定されることになる。

論文式試験は、受験者の論述を総合的に評価する試験であるため、その成績を数値化することが困難な試験であり、各科目の成績評価は、考査委員にとって明確に成績の差を識別できる基準として20程度の段階別に行っており、総得点についてみると合格点の1点に100人程度の人数が存在している。現実には、総得点のほかに、更に法律科目の合計点という指標も加え、細かい成績段階に区分して合否判定をしているが、それでも合格点付近で20～40人程度の単位で成績段階の区分することができるにすぎず、受験者を1番から最下位まで一人一人細かく成績区分をすることは、到底できないのである。その結果、合格者が500人前後となつてのちの昭和50年以降の論文式試験合格者数を見ると、459人から545人まで86人の開きが現れている。

したがって、司法試験管理委員会が、予め制限枠の合格者数について、細かい調整を行い、その人数、割合を示すことはできないのである。

法律第三十八號 (官報 四月四日)

醫師法中左ノ通改正ス

第十四條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ニ依リ醫術開業前期試験ニ合格シタル者ハ大正二年十月三十一日迄ニ届出テ特ニ定メタル醫術開業後期受験資格名簿ニ登録スルヲ要ス

受験資格名簿ニ登録シタル者ニ限り大正五年九月迄醫術開業試験ヲ舉行ス  
同條第二項中「前項」ヲ「前三項」ニ改ム

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ協贊ヲ經タル裁判所構成法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正三年四月十四日

内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛  
内務大臣 原 敬  
文部大臣 大岡育造

内閣總理大臣 伯爵山本權兵衛  
司法大臣 博士 奥田義人

法律第三十九號 (官報 四月十五日)  
裁判所構成法中左ノ通改正ス

第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ定メタル者ヲ除ク外試補トシテ一年六月以上裁判所及檢事局ニ於テ實務ノ修習ヲ爲シ且考試ヲ經ルコトヲ要ス  
實務ノ修習及考試ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五十八條 試補ハ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

前項ノ試験ニ關スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 削除

第六十二條 司法大臣ハ試補ノ行狀其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績考試ニ合格スヘキ見込ナシト認ムルトキハ之ヲ罷免スルコトヲ得

第六十五條第一項中「試験」ノ下ニ「及考試」ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

第六十七條 判事ハ終身官トシ親任勅任又ハ奏任トス

第六十八條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ奏任判事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

第七十九條第三項ヲ左ノ如ク改ム

檢事總長ハ勅任檢事ヲ以テ之ヲ親補ス

檢事長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ檢事ノ職ハ勅任檢事又ハ奏任檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ判事檢事又ハ試補タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

〔參照〕

法律第六號裁判所構成法(明治二十三年二月十日官報)抄錄

第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラル、ニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス

第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格竝ニ此ノ試験ニ關ル細則ハ判事檢事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試補トシテ裁判所及檢事局ニ於テ一年六箇月以上實地修習ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第五十九條 司法大臣ハ試補ノ行狀罷免スルニ足レリト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ罷免スルコトヲ得此ノ罷免ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十二條 第二回ノ競争試験ニ及第シタル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得

帝國大學法科卒業生ハ第一回試験ヲ經スシテ試補ヲ命セラル、コトヲ得

第六十七條 判事ハ勅任又ハ奏任トシ其ノ任官ニ終身トス

第六十八條 大審院長ハ勅任判事ノ中ヨリ天皇之ヲ補シ各該院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ判事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第七十九條 第三項 檢事總長及檢事長ノ職ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ檢事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル辯護士法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正三年四月十四日

內閣總理大臣 伯耆山本權兵衛  
司法大臣 法學博士 奧田義人

法律第四十號 (官報 四月十五日)

辯護士法中左ノ通改正ス

第二條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 裁判所構成法第五十八條ノ試験ニ合格シタルコト

第三條 削除

第四條 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第一 判事檢事タル資格ヲ有スル者

第二 法律學ヲ修メタル法學博士

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ辯護士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

〔參照〕

法律第七號辯護士法(明治二十六年三月四日官報)抄錄

第二條 辯護士タラムト欲スル者ハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス

第二 辯護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト

證印ヲ受ケ徵兵検査ノ際任意ノ聯隊區司令官又ハ警備隊司令官ニ願出テ身體検査ヲ受クヘシ但シ海軍兵志願者ニ在リテハ九月一日迄ニ鎮守府ニ願出テ許可ヲ受クルカ又ハ徵兵検査ノ際聯隊區徵兵署又ハ警備隊區徵兵署ニ申立テ身體検査ヲ受ケ合格者ハ其ノ合格證書ヲ添ヘ鎮守府ニ願出ツルモノトス

第五十二條 前條ニ依リ服役ヲ許可シタル者入營シタルトキハ當該隊長又ハ鎮守府兵事官ヨリ本籍地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第五十三條第一項

他ノ徵募區ニ寄留スル者ハ願ニ依リ其ノ地ニ於テ身體検査ヲ受クルコトヲ得  
前項ニ依リ身體検査ヲ受ケタル者ハ寄留地徵募區ノ壯丁ト合シテ抽籤ヲ行フコトヲ得

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年一月十七日

- 内閣總理大臣 伯爵寺内正毅
- 外務大臣 法學博士 野本野一郎
- 司法大臣 松室致
- 文部大臣 岡田良平

勅令第七號 (官報 一月十八日)

高等試験令

第一條 奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八條ノ

試験ハ高等試験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

ル者

第四條

高等試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五條

豫備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相當ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條

豫備試験ハ論文及外國語ニ就キ之ヲ行フ

外國語試験ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第七條

豫備試験ヲ受ケムトスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者、文部大臣ニ於テ普通教育ニ關シ之

ト同等以上ノ學歷ヲ有スト定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學ノ七科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條

高等學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ爾後豫備試験ヲ免ス

第九條 本試験ハ受験者學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之ヲ實務ニ應用スルノ能力アルヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十條 本試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一條 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三條 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 憲法
  - 二 行政法
  - 三 民法
  - 四 刑法
  - 五 國際公法
  - 六 經濟學
- 以上ノ科目ハ必須トス
- 一 商法
  - 二 民事訴訟法

三 刑事訴訟法

四 財政學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム  
第十四條 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 國際公法

三 國際私法

四 經濟學

五 外交史

六 外國語

以上ノ科目ハ必須トス

外國語ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシム  
受験者ノ願ニ依リ其ノ選擇シタル外國語ノ外他ノ外國語ヲ併セ試験スルコトアルヘシ

一 行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 財政學

六 商業學

七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十五條 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一 行政法

二 國際公法

三 經濟學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十六條 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七條 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須

科目ノ試験ニ在リテハ受験セサリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選擇科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八條 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十九條 高等試験ノ合格者ニハ合格證書ヲ付與ス

第二十條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十一條 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手數料トシテ本試験ノ一科ニ付十圓ヲ納ムルハシ

第二十二條 高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第三十九號中第五十七條乃至第五十九條、第六十二條及第六十五條ノ改正規定、大正

三年法律第四十號並本令中司法科試験ニ關スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ普通試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年一月十七日

內閣總理大臣 伯爵寺內正毅

內務大臣 男爵後藤新平

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

司法試験法の改正（仮）

昭和二十四年五月三十一日 法律第四百十号  
原始附則

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験予備試験の例に従つて行うことができる。

3 昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。

4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法又は刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験を免除する。

5 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

2 昭和二十七年七月三十一日 法律第二百六十八号  
名称、第十三条、第十六条の改正

3 昭和二十八年七月二十五日 法律第八十五号  
第六條、第十一條、第十三條の改正  
附則第四項の改正

附則第四項中「第六條」を「第六條  
第一項及び第二項」に、「憲法並びに  
民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟  
法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左  
の四科目」に改め、同項に次の各号を  
加える。

- 一 憲法
- 二 刑法
- 三 民法及び商法のうち受験者のあ  
らかじめ選択する一科目
- 四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち  
受験者のあらかじめ選択する一  
科目

4 昭和三十三年十二月二十五日 法律第八十号  
第三條、第四條、第五條、第八條、第十五條、第十七條の改正  
附則第四項の改正

附則第四項中「第六條第一項及び第二項  
の規定にかかわらず、左の四科目について  
試験を行い、その他の科目についての試  
験」を「第二次試験中短答式による筆記試  
験並びに次の四科目以外の科目についての  
論文式による筆記試験及び口述試験」に改  
める。

5 昭和五十三年四月二十四日 法律第二号  
第十一條の改正

6 昭和五十六年五月十九日 法律第四十五号  
第十一條の改正

7 昭和五十八年十二月二日 法律第七十八号  
第十一條の改正

8 昭和五十九年五月一日 法律第二十三号  
第十一條の改正

## 1 特別公認会計士試験

昭和23年から6年間、公認会計士試験とは別に、特別公認会計士試験が行われた。

### 〔受験資格〕

- ・ 旧計理士，税理士，旧税務代理士
- ・ 大学における商学の教授，助教授，講師
- ・ 行政機関において，会計検査，銀行検査，私企業の財務に関する行政事務を行う者で，大蔵大臣の指定する者
- ・ 金融機関等において資金運用又は会計を担当する課長以上の者
- ・ 一定規模以上の会社において会計を担当する課長以上の者
- ・ 大蔵大臣の指定する会計，財務の研究・調査機関の責任ある地位の者

### 〔合否判定方法〕

試験科目の成績により行うほか，必要に応じ，受験者が上記職務に在った年数を斟酌して定めることができる。

#### （斟酌の方法）

総得点が，合格基準点の75%である者について，総得点に以下の点数を加算して行う。

$$\text{総得点} + (\text{在職年数} - 3) \times (\text{満点} \times 0.75)$$

#### （国会答弁）

「必要に応じ」と規定したのは，筆記試験の合格点数に到達している者をもって，予め予定した合格者数の全部に達した場合には，経験年数を斟酌して合否判定をすることはないが，筆記試験の合格点数に到達している者が，合格予定者数に足りない場合にのみ，経験年数を斟酌するからである。

### 〔特別公認会計士試験を設けた理由〕

公認会計士の資格を取得するためには，第1次から第3次までの試験に合格し，かつ第2次試験と第3次試験との間に3年間の実務経験を積むことが必要とされているため，公認会計士制度発足の当初においては，公認会計士の資格を有する者が存在しない状態にあった。

ところで，制度発足当時，計理士，学者，官庁，金融機関，私企業においては，財

務に関する監査証明業務を積んだ有能な者がおり、これらの者を公認会計士として迎え入れることができれば、新しい公認会計士制度は、充実した陣容をもって第一歩を踏み出すことができると考えられたが、これらの者は、相当の社会的な地位を有し、学窓から離れて相当年数を経ているため、通常の試験を受験し、公認会計士になろうとはしないと思われたため、学理に偏することなく実務を中心とした試験を行い、これに合格した者には直ちに公認会計士の資格を与えるのが望ましいと考えられたことから、特別公認会計士試験が設けられた。

## 2 特別税理士試験

昭和31年から昭和61年までの間、税理士試験とは別に、特別の税理士試験が行われた。

### 〔受験資格〕

- ・ 官公署における国税又は地方税に関する事務に専ら従事した期間が20年以上の者
- ・ 計理士又は会計士補に従事した期間が10年以上になる者

### 〔合否判定方法〕

試験科目の成績により行うほか、受験者が上記職務に在った年数を参酌して定めることができる。

### （斟酌の方法）

総得点に以下の点数を加算して行う。

$$\text{総得点} + (\text{満点} \times 0.1) + \text{受験資格を取得するために必要な年数を超える} \\ \text{在職年数} \times (\text{満点} \times 0.01)$$

### 〔特別税理士試験を設けた理由〕

税理士、公認会計士制度が創設されたこととともなって、旧来の税務代理士、計理士の制度は廃止された。そのため、税務代理士であった者については、税理士資格が認められ、また、実務経験が2年以上の計理士は、税理士法施行から3か月間に限り、その申請により、旧税務代理士法に基づいて、税理士の資格を取得することができるものとされていた。また、官公署における国税に関する事務に専ら15年以上従事した者、又は地方税に関する事務に専ら20年以上従事した者については、直ちに税理士となる資格が付与されることとされた。

そのため、税理士制度が創設された時点において、税務代理士であった者、実務経

験が2年以上の計理士、及び官公署における国税又は地方税に関する事務に従事した期間が15年以上になる者は、税理士資格を取得することができた。しかしながら、計理士のうち税務代理士の資格を取得できなかった者、あるいは、国税又は地方税に関する事務に従事した者で税理士資格を取得できなかった者が、その後、十分な実務経験を備えるに至り、税理士法制定の際の経過措置に則ってみると、税理士資格を付与しても問題がないと考えられる者が現れるようになり、また、これらの者から税理士資格取得のための特別の措置を求める要望が強く出されようになったため、特別の税理士試験が設けられた。

## 1 司法試験考査委員の役割

- (1) 司法試験法第15条は、「司法試験は、法務大臣が、司法試験管理委員会の推薦に基づき、試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。」と規定しており、同条によれば、司法試験考査委員は、少なくとも司法試験を行うために不可欠な、試験問題の出題、採点、合否判定等を行うものと考えられる。
- (2) また、司法試験法第8条は、「司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。」と規定し、司法試験の合否判定は、司法試験を行う主体である、司法試験考査委員の合議によってなされることを明らかにしている。

## 2 国家試験における合否判定の主体と司法試験法第8条の趣旨

司法試験以外の国家試験をみると、弁理士試験に関して、「試験合格者ヲ定ムル方法ハ弁理士審査会ノ議定スル所ニ依ル」（弁理士法施行令第10条）との規定があり、試験を行う弁理士審査会が合否判定を行うこととされているほかは、合否判定の主体に関して規定を設けている試験制度はない。しかしながら、合否判定の主体に関する規定がなくとも、試験の合否判定は、試験を行う機関が、これを行うと考えるのが合理的である。

ところで、司法試験以外の他の国家試験についてみると、以下のような二通りの機関が、これを行うものとされている。

- ① 当該資格制度及び資格付与のための試験制度を所管する主務大臣、行政委員会等が試験を行う場合

司法書士試験，土地家屋調査士試験，社会保険労務士試験，行政書士試験，医師国家試験，旅行業務取扱主任者試験，国家公務員試験，運転免許試験

- ② 当該資格制度及び資格付与のための試験制度を所管する行政官庁のもとに審査会等の行政組織が設けられており、これらの機関が試験を行う場合

公認会計士試験（公認会計士審査会），税理士試験（税理士審査会），不動産鑑定士試験（土地鑑定委員会），弁理士試験（弁理士審査会）

このように、司法試験以外の他の国家試験において、試験の合否判定は、試験を行う主体である、行政官庁たる主務大臣、あるいは合議制の行政組織である行政委員会又は審査会が行うこととされているが、司法試験を行う考査委員は、行政組織として制度化

されたものではなく、試験ごとに任命される各個人としてとらえられるにすぎない。そのため、司法試験において司法試験考査委員が合否判定をするうえでは、合議による決定が必要になるものと考えられるのである。

なお、司法試験及び国家公務員試験の前身である高等試験においては、弁理士試験と同様に、「試験ノ合格ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル」（高等試験令第18条）とされており、高等試験委員は、内閣総理大臣の監督に属し、委員長（法制局長官）が置かれていたほか、行政科試験、外交科試験、司法科試験をそれぞれ担当する3部に分けられ、それぞれの部に部長（司法科試験担当の第三部長は司法大臣）が置かれ、委員長は高等試験委員に関する事務を統理し、部長は部に属する事務を掌理し、その他の高等試験委員は、内閣の任命のもとに、それぞれ上記の3か部に所属するものとされるなど、行政組織として制度化されたものであった（高等試験委員及普通試験委員官制）。

### 3 司法試験管理委員会の役割

(1) 司法試験法第12条は、「司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く」と規定している。

そのため、司法試験を行うために必要な出題、採点、合否判定及びこれに関わる事項については、一次的には司法試験考査委員に権限があり、司法試験管理委員会は、一步後退した後見的な立場から、司法試験に関する管理的な事項について権限を有するにすぎないものとも考えられる。

(2) もっとも、国家行政組織法第3条は、司法試験管理委員会を国家行政組織たる行政委員会として規定していることから、司法試験管理委員会は、諮問的又は調査的な事項を行うにとどまらず、国家意思を決定表示するための行政権限を有し、司法試験管理委員会規則を制定するなどの準立法的な権限をも有するものとされていることから、司法試験管理委員会が単に形式的、手続的な事項に限定されるものとは考えられない。

また、司法試験管理委員会は、これまでに以下のような事項について、権限を行使してきている。

① 司法試験管理委員会規則によって、法律の委任なく以下の点を定めている。

(a) 短答式試験の導入（昭和24年司法試験管理委員会規則第1号の昭和31年の改正）

なお、受験者は、上記短答式試験の成績いかににかかわらず、その後行われる

論文式試験を受験することができ、その双方の試験を総合して、口述試験の受験者が選抜されたのであり、論文式試験の受験者を選抜するための短答式試験は、司法試験法の改正によって導入された。

(b) 第一次試験の出題範囲，第二次試験論文式試験及び口述試験の試験の方法（法律科目について，受験者に法文を示して試験を行う。）（昭和36年司法試験管理委員会規則第1号）

② 司法試験法の委任のもとに，以下の点を司法試験管理委員会規則で定めている。

(a) 第二次試験の試験科目の範囲（司法試験法第6条第4項，昭和36年司法試験管理委員会規則第2号）

なお，論文式試験の試験科目の範囲については，考査委員会議において，民法のうち親族，相続の部分は出題しない旨の申合せがなされているが，司法試験管理委員会規則には規定されていない。

(b) 第一次試験を免除される者の範囲（司法試験法第4条第1項第4号，昭和50年司法試験管理委員会規則第1号）

③ ~~試験の実施，運用に関する，以下の点について決定をしている。~~

(a) 司法試験管理委員会は，試験問題の出題方針に関する一般的な事項について，昭和54年及び昭和59年に考査委員会議に対して諮問を行い，検討がなされたが，昭和59年の諮問の検討結果については，これを司法試験管理委員会の決定とし，考査委員会議の了承のもとに，昭和61年度以降の出題の一般的な指針にすることとされた。

(b) 司法試験管理委員会の決定によって，昭和56年から，論文式試験不合格者に対する成績通知を行うこととされた。

(3) このように，司法試験管理委員会は，司法試験に関する事項を管理することとされているが，その事務は，試験を実施するための形式的，手続的な事務に限られるものではなく，司法試験の実施，運用に関して長期的な観点に立って検討すべき事項にも及んでいるものと考えられる。

特に，司法試験を行う司法試験考査委員が，試験毎に任命され，永続的に存在する行政組織ではないことから，司法試験の実施，運用に関して，長期的な展望に立った政策的視点から，一定の方針に従って実施すべき事柄については，司法試験考査委員に対して，そのガイド・ラインを示し，あるいは法律の委任のもとに司法試験管理委

員会規則を制定することもできるものと考えられるのである。

4 司法試験管理委員会規則において司法試験の合否判定方法を定めることの可否

以上の検討からすれば、司法試験法第8条は、沿革的には高等試験に関する高等試験令を受け、試験における合否判定は、試験を行う主体として出題及び採点をする審査委員が行うことが最も適当であること、司法試験を行う主体である司法試験審査委員が個人としてしかとらえられないため、司法試験審査委員が共同して行うべき合否判定については、その合議によって行うことを明らかにしておく必要があったことから、設けられたものと考えられるのである。

これに対して、司法試験管理委員会は、上記のように、司法試験の実施、運用に関して、長期的な展望に立った政策的視点から、一定の方針に従って実施すべき事柄については、法律の委任のもとに司法試験管理委員会規則を制定することもできるものと考えられるのである。

そのため、司法試験の合否判定において、司法試験の現状が抱える問題を解決するという政策的な必要性から、司法試験の成績のみによることなく、受験者の受験歴をも考慮して合否判定を行うことが適当であるとの判断がなされた場合には、法律からの委任に基づいて、司法試験の合否判定方法に関して司法試験管理委員会規則を制定することも、当然に許されるものと考えられるのである。

司法試験制度と他の試験制度との比較

試験名	試験制度実施機関		合否	判定方法	出題、採点等を行う者 (試験の執行者)	試験に合格することによる効果	
	制度実施主体	制度実施主体の性格				授与される資格	授与権者
司法試験 (司法試験法)	司法試験管理委員会 (法-§12)	試験に関する事項を管理する国家行政組織法上の行政委員会である。	考査委員 (法-§8)	の議による。	司法試験考査委員 (法-§15)	司法修習生となる資格 (裁判所法-§66)	司法試験管理委員会委員 (法-§9)
不動産鑑定士試験 (不動産の鑑定評価に関する法律)	土地鑑定委員会 (法-§12)	土地鑑定委員会は、国土庁に設けられており、その所掌事務の一部である試験を実施する機関である。			土地鑑定委員会に置かれる試験委員 (法-§47①)	不動産鑑定となる資格 (法-§4③)	土地鑑定委員会委員長 (省令-§12)
弁理士試験 (弁理士法)	弁理士審査会 (通産省組織令 昭27年政 390号 -§201)	弁理士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	弁理士審査会 の議定するところによる。 (施行令-§10)		委員及び弁理士審査会に必要があるときに置かれる臨時委員 (昭41政令-審査会令 §1②)	弁理士となる資格 (法-§2①三)	弁理士審査会会長 (施行令-§11)
公認会計士試験 (公認会計士法)	公認会計士審査会 (法-§15①)	公認会計士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	合格基準は、総点数の60%とされ、かつ1科目につき満点の40%に満たない者は、合格できないこととされている。 (施行規則-§4)		公認会計士審査会に置かれる試験委員 (法-§38①)	公認会計士となる資格 (法-§5③)	公認会計士審査会会長 (法-§14)
税理士試験 (税理士法)	税理士審査会 (法-§12①)	税理士審査会は、上記のとおり試験の実施機関である。	科目別合格の制度がとられ、各科目の合格基準は、満点の60%とされている。 (施行令-§6)		税理士審査会に置かれる試験委員 (法-§48の五①)	税理士となる資格 (法-§3①一)	税理士審査会会長 (法-§11①)
司法書士試験 (司法書士法)	法務大臣 (法-§5①)	国家行政組織法上の行政機関の長			法務省に置かれる司法書士試験委員 (法-§5の二①)	司法書士となる資格 (法-§3一)	法務大臣 (省令-§4)
土地家屋調査士試験 (土地家屋調査士法)	法務大臣 (法-§5①)	国家行政組織法上の行政機関の長			法務省に置かれる土地家屋調査士試験委員 (法-§5の二①)	土地家屋調査士となる資格 (法-§3一)	法務大臣 (省令-§5)
医師国家試験 (医師法)	厚生大臣 (法-§10)	国家行政組織法上の行政機関の長	厚生大臣が医療関係者審議会の医師部会に諮問する。		厚生省に置かれる医師試験委員 (法-§27①)	医師となる資格 (法-§2)	厚生大臣 (省令-§17)
国家公務員試験 (国家公務員法)	人事院の定める試験機関 (法-§48) (人事院規則8-18 §9①)	国家公務員法により内閣の所轄の下に置かれる機関	各種目の成績を総合して得られた結果により、必要と認められる数の最終の合格者を決定する。 (人事院規則8-18 §22) ※(同上 §10①四)			採用候補者名簿には、合格点以上を得た者の氏名及び得点を、得点順に記載する。職員の採用は、採用すべき者1人につき、試験における高得点順の志願者5人のなかから行う。(法-§52,56)	人事院 (試験機関による採用候補者名簿の作成) (人規8-18 §10①五)

## 平成12年に試験方法の見直しをするにもかかわらず時限立法としない理由

### 1 平成12年に行う見直しの趣旨

平成2年10月16日になされた法曹三者の合意によると、平成8年から合格枠制が実施された場合であっても、そうでない場合であっても、平成12年の司法試験終了後に試験方法について、これを見直すか、その他の方法を採用かを、法曹三者で協議することとされている。

すなわち、平成12年に行われる見直しは、合格枠制が実施されていた場合には、その実施を継続することも含めて検討されるのであり、同年に一旦合格枠制を廃止することを意味しているのではない。

そのため、現時点において、平成12年に合格枠制を廃止する趣旨の立法を行うのは相当ではないと考えている。

特に、司法試験の現状に照らしてみると、合格者数を限られたものとして司法試験制度を運営する以上は、合格枠制のような制度が設けられない限り、実情が悪化していくことは必至であると考えられ、平成12年の段階で、合格者数の抜本的な増加、あるいは合格枠制に代替する制度内容について、新たな合意がなされていけば格別、そうでなければ、当面合格枠制の継続が前提とされるのである。

### 2 時限立法を行った場合の不都合

合格枠制の制度を平成12年に廃止する趣旨の立法を行った場合には、受験者は、当然に平成12年に合格枠制が廃止され、長期受験者の合格可能性が拡大することを前提として、受験対策を立てることから、同年以降の合格を期して長期間受験を継続する者が現れることなどが予想されるが、平成12年に至って、更に合格枠制の効力消滅が延期されることになると、これらの受験者に対して実質的に不測の不利益を与えることになる。

- 合格枠制を法令で規定する場合に、一定の受験期間の者から選抜する合格者の割合（以下単に「合格者の割合」という。）、その基準となる受験期間（以下単に「受験期間」という。）については、以下の理由から、司法試験管理委員会規則において規定すべきであると考えている。

〔受験者に対して与える影響〕

合格者の割合及び受験期間は、合格枠制の制度の内容をなす事項であるから、予め法令において規定しておく必要があると考えている。

また、試験制度の安定性のうえからも、これらの事項が前もって明らかにされているべきであると考えられる。すなわち、受験期間は、初回受験の把握を開始する時期とともに、受験者が受験の開始時期を判断するうえでの重要な事項であるから、特にこの制度を初めて実施するときには、前もって明らかにしておく必要があり、合格者の割合も、これが明らかにされることによって、初めて制限枠の優遇の程度が明らかになり、受験者が進路を選択するうえでの重要な判断資料になる事項であるから、受験期間とともに、できる限り前もって明らかにしておく必要があると考えている。

（注）合格枠制は、今回の法曹三者の基本的な合意においては、現時点で平成8年から合格枠制を実施する必要があるとの一応の判断がなされたうえで、更に、5年間合格者数の増加等による効果を検証し、その結果必要がないと認められるときに実施しないこととされている。

また、仮に平成8年から合格枠制が実施されたとしても、その後合格者数が相当大幅に増加された場合には、合格枠制の制度を存置させつつ、その実施を一時的に停止することも考えられるのであるから、将来的にも合格者数の推移等をみながら、適時に合格枠制の必要性の有無が判断されることになると考えられる。

要するに、合格枠制の実施は、司法試験の状況に照らした必要性によって定まるのであるところ、予め一定時期に実施する必要があると予測できる場合が原則であるが、今回の法曹三者の基本的な合意のように、一定の予測のもとに合格枠制を実施する必要があるとの一応の判断をしながら、受験期間及び合格者の割合を法令に規定するのと同じ時期に必要性の最終的な判断を行わないとの方針が示されているときは、一方で、事前に法令を定めて制度の内容を明らかにしつつ、他方で、実施の必要性の有無を一定の機関が判断し、これを公示するという

手当を設けることが必要になると考えられるのである。

このように、制度の内容を明らかにすべき時期とは別の時期に適宜実施の有無が定まることとすると、受験者に対して予告期間を設けることなく、その実施、廃止を行うことが可能になるため、受験者に対して不測の不利益を与えるようにも思われ、例えば今回は、平成8年に合格枠制を実施しなかった場合に、制限枠における合格を期待して受験した者などに対して少なからぬ影響を与えるように思われるのである。

しかしながら、合格枠制実施の必要性の判断については、一定の予測のもとに、事前に明らかにするのが望ましいことはいうまでもないが、これを明らかにすることができない場合であっても、今回のように、その採否の基準が示されていれば、前もってその採否の可能性を予測することが可能であり、今後実施までの間にその採否の可能性の程度を明らかにしていく用意もある。また、実施の有無は、合格枠制の基準となる受験期間の者を一定数合格させることの必要性によって定まるのであるから、その必要性があって合格枠制が実施される場合でも、その必要性がなく合格枠制が実施されない場合であっても、これらの受験者の合格可能性が大きく異なることはないと考えられるのである。今回示されている検証基準に沿っていえば、合格枠制を採用しない場合には、これを実施しなくとも、司法試験の実情が相当程度改善されるのであるから、合格枠制を実施した場合と同程度に制限枠に入りうる者の合格可能性が拡大することになり、実質的に受験者に不利益を与えることはないと考えられるのである。

#### 〔受験期間及び合格者の割合の決定要因〕

##### (1) 受験期間

現在提案している合格枠制において、受験期間を初回受験から3年以内としているのは、現在の就職の状況、受験者の動向等から、受験者に対して3年程度の受験期間を目安として、その後の受験の継続、断念を判断させることが望ましいと考えられること、司法試験の現状における成績分布に照らすと、初回受験から3年以内の者が特にハンディを負っていると考えられることなどによるのである。

そのため、就職についての社会的な状況、受験者の進路選択に関する意識等、あるいは受験者の成績分布が変化すれば、受験者に対して、受験期間をより長い期間あるいはより短い期間に変更して、その後の受験の在り方を判断させることが望ましいと考えられる場合もある。

## (2) 合格者の割合

現在提案している合格枠制においては、合格者数が700人程度になることを前提として、受験期間が3年以内の受験者から選抜する合格者を合格者全体の7分の2に当たる部分としている。

しかしながら、合格者数については、合格者数を700人程度に増加させた効果をみながら、更に順次合格者を増加させていくことが考えられ、その場合には、合格者の割合を変化させていくことも考えられるのである。

また、合格者の割合は、合格枠制が設けられた趣旨からすると、合格者の割合と受験期間は、一方が変更された場合には、これに伴って、当然に他方が変更されるべき性質のものであるから、この両者が一体のものとして決定されるべきものと考えられるのである。

このように考えるならば、合格枠制を法制化する場合には、受験期間及び合格者の割合に関する事項を法律において規定することは、制度の柔軟性を損なうおそれがあり、これらの事項は、むしろ司法試験管理委員会規則において規定し、柔軟な対応を可能にしておくことが望ましいと考えられるのであり、また、合格者の割合と受験期間は、その両者が同じレベルの法令で規定されるべきものと考えられるのである。

もとより、受験期間、合格者の割合については、基本的には上記(1)(2)の諸要因によって、その変更が検討されると考えられるが、更に司法試験の状況によっても、その変更が検討される場合が考えられる。しかしながら、その場合でも以下のように単年度の司法試験の結果から、直ちに変更の方針が定まるものではなく、一定期間の司法試験のデータに基づいた分析、検討が必要になるのであり、これらの事項を司法試験管理委員会規則よりも下位の法令で定めることとして、一定機関が各年の司法試験毎に定めることとするのは相当でないと考えられるのである。

- ① 各年の司法試験の結果には、ある程度のバラツキがあり、特定の年の結果によって、司法試験の実情が改善、悪化の方向にあると結論することはできないため、司法試験の実情を分析するうえでは、数年のデータを蓄積する必要がある。
- ② 司法試験の実情が改善、悪化の方向にあると考えられる場合であっても、その原因が明らかになって、初めて対処方針が定まるのであるが、改善、悪化の原因を分析するためには、その傾向が現れ始めてから数年間の受験者の動向等に関するデータを蓄積し、これを分析することが必要になる。

〔受験期間及び合格者の割合の限界〕

今回の司法試験制度の改革において、基本構想において提示した三案のうち、法制審議会が調査審議がなされている合格枠制が検討の対象となったのは、受験回数制限又はこれに準じた案と異なり、現状程度の合格者数について、その合格可能性が維持され、合格水準に到達するまでに長期間を要する者の合格可能性が阻害されないことが、その理由の一つであると考えられる。

このことを司法試験制度の在り方に沿って考えてみると、次のように考えられる。

- ① 法曹三者は、それぞれに法律に関する事項を取り扱う専門職であり、社会生活との関わらず職務を遂行することはできないのであり、また、その職務において重要とされる事柄も、法曹三者それぞれに異なった側面を有していることも否定できないのであって、このような法曹の職務の特徴からすれば、法曹界には多様な人材が迎え入れられる必要があると考えられるのである。
- ② 現行の司法試験制度においては、法曹となるべき者の多様性を確保するために、受験資格の制限を設けず、広汎な階層の者に受験を認めているが、司法試験の実情が法曹の後継者の多様性を確保できないような事態になっているのであれば、政策的な観点に立って、合否判定について一定の措置を設けることが望ましいと考えられる。

今回実施を予定している合格枠制は、一方で、充実した大学生活を送り、資質がありながら、余りの合格難のために、司法試験を敬遠し、早期に受験を断念している者、あるいは現状において合格が極めて困難な、有為な社会的経験を積んだ者などを、広く法曹界に迎え入れ、合格者の多様性をはかるために行うものであるが、他方において、受験期間及び合格者の割合の設定の仕方によっては、一定の水準に到達するまでに比較的長期間を要する者の合格可能性を阻害することも考えられる。このような事態は、合格枠制を取り入れるについて、受験資格を制限することなく合格者の多様性を確保してきたという、これまでの司法試験制度の在り方を維持すべきことが求められていることに反する結果となるのであるから、受験期間及び合格者の割合の設定の仕方には、その意味で限界があるものと考えられるのである。

これを、より一般的にいえば、受験期間及び合格者の割合の設定は、多様な各階層の受験者の合格可能性を減殺することがない限度において、行われなければならないものと考えられるのである。

# 非法律選択科目を廃止する理由

## 1 非法律選択科目を導入した経緯

非法律選択科目は、法制審議会の答申に基づいて行われた昭和33年の司法試験法の改正において導入されたものである。

上記司法試験法の改正にかかる法制審議会においては、司法試験の実情に問題があるのは、戦後の学制改革により、新制大学の教育課程において一般教養科目が相当部分を占めるようになったにもかかわらず、司法試験の試験科目が旧制大学当時の教育課程に設けられていた法律科目に限定されているためであるとの問題意識から、新制大学の卒業生の有為な人材を多数法曹界に吸収することを目的として、短答式試験においては、基礎教養及び一般法律問題について行うことを答申した。

しかしながら、このような短答式試験の改革については、第2次試験において基礎教養の試験を行うのは、第1次試験で行う一般教養の試験と重複し、大学の教養課程を修了した者に第1次試験を免除している趣旨とも矛盾すること、大学によって教育内容が異なる状況においては、試験の対象範囲が不明確になり、受験の準備やその合否判定に困難を伴うことが予想されることなどを理由に、反対が強かったため、結局、短答式試験は憲法、民法、刑法の3科目について行い、論文式試験及び口述試験に非法律選択科目を導入する旨の法律案を提出し、その法律案が、国会で可決、成立し、昭和36年から施行されたのである。

## 2 非法律選択科目を導入した理由

昭和33年の司法試験法改正において、非法律科目を導入した理由については、以下の2点から説明がなされている。

- (1) 戦後の学制改革により新制大学が設けられて以来、大学在学生の合格者が減少してきたのは、新制大学の法学部においては、旧制大学と比較して、一般教養科目の占めるウエイトが重くなり、司法試験の試験科目の内容が新制大学の教育課程にマッチしなくなったためであるから、司法試験の試験科目を現行の大学制度にマッチするように改正する必要がある。

そこで、非法律科目を試験科目とし、7科目のうちから受験生の選択する1科目について試験を行うことで、相当広範囲な選択の余地を設け、低学年でも十分に履修可

能な科目を選択できるようにした。

(2) 社会生活の複雑化に伴い、法曹となろうとする者は、法律に関する知識、能力のみならず、法律実務に隣接する諸科学の素養を身につけていることが望ましく、その意味で、司法試験を法律に偏しない試験とし、視野の広い人材を確保することが求められている。

そのため、非法律選択科目においては、大学の一般教養科目よりも多少高度な内容の試験を行う必要がある。

以上によれば、上記(1)の理由は、法制審議会の答申に則した議論であり、(2)の理由は、短答式試験において基礎教養に関する試験を行わず、論文式試験及び口述試験において、非法律科目の試験を行うこととしたことを理由付ける議論であると考えられる。

### 3 今回の司法試験改革において非法律選択科目を廃止する理由

今回の非法律科目を廃止しようとするのは、最近における司法試験が異常な競争状況にあるため、可能な限り受験生の負担を軽減することが望ましいと考えられるためである。

これを、上記2の昭和33年に非法律科目が導入された理由に沿って考えてみると、以下のとおりである。

(1) 司法試験の現状が抱える問題を、昭和33年当時の司法試験の実情と比較してみると、合格までの受験回数が3回台から6回台後半となり、合格者の平均年齢が27歳台であったのが28歳台後半となるとともに、合格者のうちの24歳以下の合格者が占める割合も30%台であったのが20%を切るようになっている。特に、合格者がそれほど高齢化していないにもかかわらず、合格までの受験回数が多くなってきているのは、とりもなおさず、合格までに長期間受験勉強に専念しなければならなくなっていることの証左であると考えられ、司法試験の現状が抱える問題は、昭和33年当時とは異なり、受験生が合格までに長期間の受験勉強を強いられる構造的なものになってきていると考えられるのである。

そこで、司法試験の現状において、合格までに要する受験勉強期間が長期化してきている問題を解決するためには、むしろ可能な限りで受験生の負担を軽減することが必要であると考えられるのである。

(2) 司法試験の現状においては、上記のとおり、合格するためには長期間を受験勉強

に専念して費やすことを余儀なくされるようになったため、受験生が受験科目以外の勉強を敬遠せざるを得ず、その結果、広く社会経験を積む機会に乏しくなり、法曹に必要な豊かな常識と広い教養を身に付けることが困難になっていることが懸念されている。

もとより、法曹となる者が、法律に関する知識、能力のみならず、幅広い教養を身に付けている必要があることは、現在においても変わるところがない。しかしながら、現在の非法律選択科目は、受験生が選択する一科目につき行われるため、司法試験の現状においては、受験者が自ら選択した非法律科目について、長期間受験勉強に専念する結果になっており、司法試験に合格した者は、選択した非法律科目について一定の学識、能力を有すると考えることはできるにしても、その他の分野についての素養は未知数であり、長期間一科目の非法律科目についての受験勉強に専念したからといって、幅広い素養を身に付けていると考えることはできない。

- (3) 上記のような司法試験の現状のもとで、法曹となろうとする者が幅広い教養を身に付けられるようにするためには、非法律科目を試験科目とすることによってではなく、むしろ、合格までに要する受験勉強期間が長期化してきている問題を解決し、これによって自ら幅広い教養を身に付ける機会を拡大することが望ましいとと考えられるのである。

2-2-1  
① 用字

一. 同法裁判の進行と概算

○ 裁判例 42 I, 43, 66

○ 検察庁法 8, 弁士法 4

二. 法律の適用 (佐藤 尚江)

必争の法律解釈 / 他国裁判との比較

三. 法律問題

○ 裁判例の分析

○ 附 4 の内容

1 司法試験法第八条は、以下の二点から合否判定の手續について規定したものと考えられる。

(1) 司法試験考査委員が行政組織として制度化されたものではなく、試験ごとに任命される個人としてしか捉えられないため、合格者を定めるに当たっては、その合議によって定めることを規定している。

(2) 司法試験受験者の合格、不合格に関する行政処分は、司法試験に関する事項を管理する行政機関たる司法試験管理委員会が行うが、その前提となる内部的な合格者の決定は、司法試験考査委員の合議によって定めることを規定している。

2 他の国家試験における試験の実施（国家試験比較表参照）

他の国家試験についてみると、国家行政組織法上の国の行政機関とされる各省の大臣又は行政委員会が実施するものと、各省の内部組織として設けられる試験制度実施機関たる審査会等が実施するものがあり、いずれも試験制度の実施主体が合格、不合格の処分を行うものとされている。

これらの国家試験のうちには、法律上試験の出題、採点を行う試験委員が設けられているものもあるが、いずれも試験制度実施機関たる各省大臣又は審査会等の下に置かれることとされている。

3 司法試験制度の構造

(1) 司法試験管理委員会は、独立した行政委員会として、司法試験の制度を実施、運用する主体である。

すなわち、司法試験管理委員会は、司法試験に関して以下の事項を行っていることから、その制度の実施主体と考えられるのである。（司法試験実施過程参照）

① 司法試験法第4条第1項第4号によって司法試験管理委員会規則で第一次試験が免除される者の範囲を定めるものとされており、第一次試験の免除資格の認定を行う主体である。

② 合格証書の授与、合格者への通知、合格者名の官報公告は、司法試験管理委員長名でなされていることから明らかなように、司法試験の合格、不合格に関する行政処分の主体である。

③ 司法試験の合格、不合格に関する行政処分を行う主体であることから、また不正受験者に対して合格の取消等の処分を行う主体でもある。

以上によるならば、司法試験法第12条において、司法試験管理委員会が司法試験に関する事項を管理するものとされているのは、司法試験管理委員会が司法試験制度の実施主体として、試験の実施に関わる事項について権限を有するという趣旨に理解されるべきである。

- (2) 司法試験考査委員は、試験ごとに任命される専門職として、技術的、専門的、並びに中立的立場から、司法試験において出題、採点を行う者である。

司法試験法第15条において、司法試験は司法試験考査委員が行うと規定しているのは、司法試験は、法務省の所轄のもとで行政事務として行われるが、法曹資格に関する試験制度であって、高度な学識、能力を判定するものであり、また法務省が監督権を有しない職務をも含んだ資格に関する試験であるから、中立的、専門的な立場から行われるべきものであるため、その出題、採点は、独立した司法試験考査委員が行うべきことを定めたものである。

また、司法試験法第8条において、司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議により定めると規定しているのも、上記のような司法試験の特殊性にかんがみて、司法試験管理委員会が合格、不合格に関する行政処分を行うについては、独立した、中立的、専門的な立場に立つ司法試験考査委員の判断に従って、これを行うべきことを定めたものである。

以上によるならば、司法試験法第15条及び第8条の規定があるにしても、司法試験考査委員は、司法試験制度の実施主体とは考えられず、むしろ具体的な試験における出題、採点を行う執行機関であると考えられるのである。

司法試験第二次試験の実施過程

実施過程	主体	根拠等
第二次試験の期日，場所，受験手続に関する公告	司法試験管理委員長	司法試験法第7条 司法試験管理委員長名で官報に公告している。
出願の受付	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第三項 受験願書等は，司法試験管理委員長に提出することとされている。
第一次試験免除資格の認定	司法試験管理委員会	司法試験法第4条 第一次試験免除者の範囲に関して司法試験管理委員会規則を制定している。 資格証明書類を司法試験管理委員長に提出する。
筆記試験免除資格の認定	司法試験管理委員会	司法試験法第6条第6項 免除資格を有する旨を記入した受験願書を司法試験管理委員長に提出し，司法試験委員会がその資格の有無を確認する。
試験問題の出題	▲司法試験考査委員	司法試験法第15条
試験の実施 (受験者の監督等)	司法試験管理委員会 (▲司法試験考査委員)	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第四項 筆記試験に関しては，司法試験管理委員会の庶務を担当する職員が問題配付，答案の回収，試験の監督を行う。 口述試験に関しては，司法試験考査委員が受験者と面接して試験を行う。
不正受験者に対する措置	司法試験管理委員長	司法試験法第10条 司法試験管理委員会規則に違反した場合の制裁であり，また合否に関する行政処分が司法試験管理委員長である以上，合格処分の取消をする権限も司法試験管理委員長にあると考えられる。
試験答案の採点	▲司法試験考査委員	司法試験法第15条
合格者の内部決定	▲司法試験考査委員	司法試験法第8条 司法試験考査委員の合議により定める。
合格決定の通知	司法試験管理委員長	司法試験管理委員長名で通知する。
合格者氏名の公告	司法試験管理委員長	司法試験管理委員会の会議等に関する規則第四項(五) 司法試験管理委員長名で官報に公告している。
合格証書の授与	司法試験管理委員長	司法試験法第9条 合格証書は，司法試験管理委員長名で授与される。

第一次試験と第二次試験とは，別の司法試験考査委員が任命され，それぞれに出題，採点及び合格者の内部決定を行う。そのため，合格者の内部決定は，当該試験の考査委員によってなされ，他の試験の考査委員が関与することはない。

## 1 特別公認会計士試験

昭和23年から6年間、公認会計士試験とは別に、特別公認会計士試験が行われた。

### 〔受験資格〕

- ・ 旧計理士，税理士，旧税務代理士
- ・ 大学における商学の教授，助教授，講師
- ・ 行政機関において，会計検査，銀行検査，私企業の財務に関する行政事務を行う者で，大蔵大臣の指定する者
- ・ 金融機関等において資金運用又は会計を担当する課長以上の者
- ・ 一定規模以上の会社において会計を担当する課長以上の者
- ・ 大蔵大臣の指定する会計，財務の研究・調査機関の責任ある地位の者

### 〔合否判定方法〕

試験科目の成績により行うほか、必要に応じ、受験者が上記職務に在った年数を斟酌して定めることができる。

#### （斟酌の方法）

総得点が、合格基準点の75%である者について、総得点に以下の点数を加算して行う。

$$\text{総得点} + (\text{在職年数} - 3) \times (\text{満点} \times 0.75)$$

#### （国会答弁）

「必要に応じ」と規定したのは、筆記試験の合格点数に到達している者をもって、予め予定した合格者数の全部に達した場合には、経験年数を斟酌して合否判定をすることはないが、筆記試験の合格点数に到達している者が、合格予定者数に足りない場合にのみ、経験年数を斟酌するからである。

### 〔特別公認会計士試験を設けた理由〕

公認会計士の資格を取得するためには、第1次から第3次までの試験に合格し、かつ第2次試験と第3次試験との間に3年間の実務経験を積むことが必要とされているため、公認会計士制度発足の当初においては、公認会計士の資格を有する者が存在しない状態にあった。

ところで、制度発足当時、計理士、学者、官庁、金融機関、私企業においては、財

務に関する監査証明業務を積んだ有能な者がおり、これらの者を公認会計士として迎え入れることができれば、新しい公認会計士制度は、充実した陣容をもって第一歩を踏み出すことができると考えられたが、これらの者は、相当の社会的な地位を有し、学窓から離れて相当年数を経ているため、通常の試験を受験し、公認会計士になろうとはしないと思われたため、学理に偏することなく実務を中心とした試験を行い、これに合格した者には直ちに公認会計士の資格を与えるのが望ましいと考えられたことから、特別公認会計士試験が設けられた。

## 2 特別税理士試験

昭和31年から昭和61年までの間、税理士試験とは別に、特別の税理士試験が行われた。

〔受験資格〕

- 官公署における国税又は地方税に関する事務に専ら従事した期間が20年以上の者
- 計理士又は会計士補に従事した期間が10年以上になる者

〔合否判定方法〕

試験科目の成績により行うほか、受験者が上記職務に在った年数を参酌して定めることができる。

（斟酌の方法）

総得点に以下の点数を加算して行う。

総得点 + (満点 × 0.1) + 受験資格を取得するために必要な年数を超える  
在職年数 × (満点 × 0.01)

〔特別税理士試験を設けた理由〕

税理士、公認会計士制度が創設されたことともなって、旧来の税務代理士、計理士の制度は廃止された。そのため、税務代理士であった者については、税理士資格が認められ、また、実務経験が2年以上の計理士は、税理士法施行から3か月間に限り、その申請により、旧税務代理士法に基づいて、税理士の資格を取得することができるものとされていた。また、官公署における国税に関する事務に専ら15年以上従事した者、又は地方税に関する事務に専ら20年以上従事した者については、直ちに税理士となる資格が付与されることとされた。

そのため、税理士制度が創設された時点において、税務代理士であった者、実務経

験が2年以上の計理士、及び官公署における国税又は地方税に関する事務に従事した期間が15年以上になる者は、税理士資格を取得することができた。しかしながら、計理士のうち税務代理士の資格を取得できなかった者、あるいは、国税又は地方税に関する事務に従事した者で税理士資格を取得できなかった者が、その後、十分な実務経験を備えるに至り、税理士法制定の際の経過措置に則てみると、税理士資格を付与しても問題がないと考えられる者が現れるようになり、また、これらの者から税理士資格取得のための特別の措置を求める要望が強く出されようになったため、特別の税理士試験が設けられた。

(昭和三十一年法律第一六五号追加)

30 昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行り。

31 次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

- 一 もつばら国税又は地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者
- 二 計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

32 第三十項の規定による税理士試験は、試験委員が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行

33 第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、受験者の第三十一項各号に規定する事務又は業務に従事した年数を参酌して定めることができる。

34 第三十項の規定による税理士試験は、第三条第一項並びに第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、第六条の規定による税理士試験とみなす。

35 第九条の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

36 前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の実施に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(昭和三十六年法律第一三七号一部改正)

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

(昭和五十五年法律第二六号一部改正)

附則第三十項中「当分の間」を「昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に改める。

附則第三十二項中「試験委員」を「税理士審査会」に改める。  
附則第三十四項中、第十三条第四項、第六項及び第八項並びに第十四条第二項を「及び第四十八条の五」に改める。

### 税理士法施行令

10 法附則第三十項の規定による税理士試験は、法附則第三十一項第一号に掲げる者については法第六条第二号に規定する会計学に属する科目を主とした会計に関する実務につき、同項第二号に掲げる者については同条第一号に規定する税法に属する科目を主とした租税に関する実務につき、それぞれ筆記及び口頭により行う。ただし、筆記による試験の成績の点数と第十二項の規定により加算される点数との合計点数が筆記及び口頭による試験の満点の合計数の百分の六十以上となる者については、口頭による試験を免除する。

(昭三二政二六・追加、昭五六政六一・一部改正)  
11 法附則第三十項の規定による税理士試験の合格は、筆記及び口頭による試験の得点数の合計数に次項の規定により加算する点数を加算した点数により判定するものとし、その点数が筆記及び口頭による試験の満点の合計数の百分の六十以上になる者を合格者とする。

(昭三二政二六・追加)  
12 法附則第三十三項の規定による年数の参酌は、その者の法附則第三十項の規定による税理士試験の得点数の合計数に、筆記及び口頭による試験の満点の合計数の百分の十に相当する点数と法附則第三十一項各号に掲げる者の区分に従い当該各号に規定する事務又は業務に従事した年数(第九項の規定の適用を受ける者については、同項に規定する合計した年数)から当該各号に規定する年数(第九項の規定の適用を受ける者については、二十五年)を控除した年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算した年数)の一年につき当該満点の合計数の百分の一に相当する点数との合計数(当該合計数が当該満点の合計数の百分の三十に相当する点数をこえるときは、当該点数)を加算する方法によるものとする。

金額の計算方法

ら三年以内の限りに、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

2 商学に属する科目に関する研究により学位を授與された者及び左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年数を通算して三年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。

一 計理士

二 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教又は講師

三 行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの

四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む)又は会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

五 前号に掲げるものを除く外、会社又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

六 商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位

3 國家公務員法施行前における一級官又は二級官の職であつて会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当したものは、前項の規定の適用については、これを同項第三号の規定により会計士管理委員会の指定した職とみなす。

4 特別公認会計士試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

5 特別公認会計士試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。この場合には、第十三條第二項の規定を準用する。

6 特別公認会計士試験に合格した者には、特別公認会計士試験に合格したことを証する証書を授與する。

(昭和二十四年法律第二二二号追加)

第五十七條の二 特別公認会計士試験の合格者を定める場合には、試験科目の成績により定める外、必要に應じ、受験者が前條第二項各号に掲げる職に在つた年数をしんしやくして定めることができる。

2 前項の規定による年数のしんしやくの方法については、会計士管理委員会規則で定める。

(昭和二八年法律第八二号一部改正)  
第五十七條第一項中「五年以内」を「六年以内」に改める。

(昭和二九年法律第一七五号一部改正)  
第五十七條第一項を次のように改める。

昭和二十九年八月一日から三年以内に限り、大蔵大臣が定める時期に第三次試験の受験資格についての検定(以下「検定」という。)を行う。

第五十七條第二項中「商学に属する科目に関する研究により学位を授與された者及び左の各号に掲げる職」を「昭和二十九年七月三十一日まで左の各号に掲げる職」に改め、「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を」と「検定を受けようとする者は、五百円を」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七條の二中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、「試験科目」を「検定科目」に改め、「受験者が前条」を「検定を受けた者が第五十七條」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

第五十七條の二 検定は、第十条に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、手形及び小切手に関する部分を除く。)について、これを行う。

第五十八條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、「試験科目及び試験の方法」を「検定科目及び検定の方法」に改める。

(昭和二七年法律第二七〇号一部改正)  
第五十七條の二第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

公認会計士法施行令

(昭和二七年政令第三四三号)

第三條 法第五十七條の二第一項の規定による年数のしんしやくは、試験科目の成績である得点の合計数が合格基準点数の百分の七十五以上である者について、その者の得点の合計数に、その者が法第五十七條第二項各号に掲げる職にあつた年数から三年を控除した年数一年につき、各試験科目の満点の合計数に百分の七・五を乗じて得た点数を加算した数とその者の得点の合計数とする方法によるものとする。

2 前項の場合において、法第五十七條第二項各号に掲げる職にあつた年数に七月未満の端数があるときは、これを切り捨て、当該年数に七月以上一年未満の端数があるときは、これを一年として計算するものとする。

3-1-29  
金本村の...  
3-1-29  
金本村の...

試験制度に関する事項を規定している法令の形式

(1/8)

平成元年. 8. 25

	試験の目的	受験資格事由等	受験の除	試験科目	合格者の決定方法等	試験実施機関の設置、構成、試験委員の構成、任期等	不正受験者扱
司法試験	法律	〔法律〕 二次試験 二次試験 論文式試験 二次試験 口述式試験 の受験資格	〔法律〕 一次試験（一部規則に委任） 二次試験中筆記試験の受験免除	〔法律〕 具体的試験科目 規則により、商法、民法、 訴法の出題範囲を限定	〔法律〕 合格者の決定は、審査 委員会の議による	〔法律〕 司法試験管理委員会の設置、構成、 任期 試験実施機関たる審査委員の任命 方法、任期 〔司法試験管理委員会規則〕 司法試験管理委員会の会議の手続	法律 当該試験の 受験の禁止 合格の取消
司法書士試験				〔法律〕 評価する知識、能力 の分野		〔法律〕 法務大臣による試験の実施 問題作成、採点を行う司法書士試 験委員の設置、任命方法 〔政令〕 司法書士試験委員の人数等	省令 同上
公認会計士試験	法律	〔法律〕 二次試験 三次試験 三次試験中口述試験 の受験資格	〔法律〕 一次試験 二次試験 三次試験中筆記試験 の受験免除	〔法律〕 一次、二次試験試験： 具体的試験科目 三次試験：財務に関する 監査、分析その他 の実務、論文 法律により、商法の出 題範囲を限定	〔政令〕 口述試験受験資格 筆記試験受験免除資格 を得るための筆記試験 の成績基準 省令 一ないし三次試験の合 格基準	〔法律〕 試験実施機関たる公認会計士審査 会の設置、委員の人数・任命方法 ・任期 同審査会に置かれる試験委員の任 命方法、人数、任期	法律 当該試験の 受験の禁止 合格の取消 3年以内の期 間の受験の禁 止
税理士試験	法律	〔法律〕 受験資格 （一部政令委任）	〔法律〕 一部科目の受験免除	〔法律〕 具体的試験科目 法律により、会計学の 出題範囲を限定	〔政令〕 一部科目の試験免除資 格を得るための成績基 準	〔法律〕 試験実施機関たる税理士審査会の 設置、委員の任命方法・人数・任 期 同審査会に置かれる試験委員の任 命方法、任期	法律 同上
弁理士試験	政令	〔政令〕 受験欠格事由 法律に規定する弁理 士の欠格事由を引用 本試験の受験資格	〔法律〕 予備試験の受験免除	〔政令〕 具体的試験科目	〔政令〕 合格者の決定は、弁理 士審査会の議定による	〔政令〕 弁理士審査会の設置、同審査会に よる試験の実施	政令 同上
医師国家試験	法律	〔法律〕 医師国家試験の受験資 格	〔法律〕 医師予備試験の受験 免除	〔法律〕 国家試験：評価する知 識、技能の分野 〔政令〕 予備試験：具体的試験 科目		〔法律〕 厚生大臣による試験の実施 試験事務機関たる医師試験委員の 設置 〔政令〕 医師試験委員の任命方法、人数、 任期	法律 当該試験の 受験の禁止 合格の取消 一定期間の受 験の禁止
国家公務員試験	法律 人事院 規則	〔法律〕 各試験共通の受験欠格 事由 〔人事院規則〕 各試験毎の受験資格		〔人事院公令〕 具体的試験科目を規 定	〔人事院規則〕 試験機関は、採用試験 の結果に基づいて、合 格者を決定する。	〔人事院規則〕 試験機関が人事院であること	人事院規則 受験試験場所 からの退場 受験の無効